

地名散歩

第82回 カタカナ外国語の駅名と地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員

今尾 恵介

山手線に久しぶりに新駅が誕生することになり、その駅名が公募された。オリンピック・パラリンピックの年である2020年に開業予定というから、これまで最も新しかった西日暮里駅(線路の所属は東北本線)の昭和46年(1971)の開業から数えればほぼ半世紀ぶりである。新駅ができるのは田町^{たまち}～品川間で、以前は車庫などで占められていた広大な鉄道用地を再開発することとなり、その中心駅として注目されていた。JR東日本で公募結果を勘案して検討した結果、平成30年(2018)12月4日に「高輪ゲートウェイ^{たかなわ}」と発表されている。

応募は6万4,052件にも及び、最多得票は地元の町名である高輪(駅の所在地は港南)が8,398件、第2位が隣接する芝浦の4,265件であったが、再開発地区の名称が「グローバルゲートウェイ品川」ということもあり、第1位

の高輪にそのゲートウェイを付け足した形である。ちなみにそのものズバリの「高輪ゲートウェイ」は第130位、わずか36件だったというから、公募は形だけという印象もある。

「ゲートウェイ」の理由については、昔から東海道の江戸への入口であることなども考慮した結果というが、いかにもイマ風な印象だ。昨今はとかく「グローバル時代」を意識してか、外来語をカタカナで混ぜるのが「その筋」の間では好まれている。駅名が決まった日にある女子大学生に聞いてみたら、「オジサンが無理して新しい感覚を出そうとしたみたい」と酷評が返ってきた。なるほど同感である。多数を占めた「高輪駅」を選んだ人たちが、粉飾せずに歴史を素直に後世に伝えようとする健康な感覚を持っている。愛媛県の川之江市と伊予三島市などが合併した際、住民



マンション名のような福井市の町名。中心から南西約6キロにあり、元は丹生郡清水町片粕^{かたかす}と竹生^{たけう}の一部。1:25,000「福井」平成17年更新



操車場跡地に進出したショッピングモール「ららぽーと」にちなむ町名、埼玉県三郷市新三郷ららシティ。地理院地図(平成30年12月5日ダウンロード)より

アンケートでは古代からの郡名にちなむ「宇摩市」が最多得票だったのに、選考委員による「東京でも通じるように」との念が強すぎて四国中央市に決した経緯を思い出す。

さて、カタカナ外来語を用いた駅名を思い浮かべてみると、首都圏では多摩センター（小田急多摩線・京王相模原線・多摩都市モノレール）、たまプラーザ（東急田園都市線）、越谷レイクタウン（JR武蔵野線）、流山セントラルパーク（つくばエクスプレス）、千葉ニュータウン中央（北総鉄道）など珍しくないが、関西圏でも2025年に決まった大阪万博会場にほど近いコスモスクエア（大阪メトロ中央線ほか）、大阪ビジネスパーク（JR東西線）、神戸電鉄学園都市線にはフラワータウン、南ウッディタウン、ウッディタウン中央など少なくない。地方は新駅そのものが珍しいが、香川県さぬき市には新興住宅地のオレンジタウン駅（JR高徳線）。もともとカタカナの施設名に合わせたものは必然的にそうなるが、ドーム前（阪神なんば線）、あしかがフラワーパーク（栃木県・JR両毛線）など数多い。東京メトロの日比谷線に2020年開業予定の新駅も「虎ノ門ヒルズ」となることが決まった。珍しいところでは神戸市のポートライナーにある「京コンピュータ前」。これは駅の南西にある理化学研究所の次世代スーパーコンピュータ「京」にちなむもので、ローマ字表記はK Computer Maeである。

乗客の利便性や集客を考慮する駅名にカタカナ外来語が多いのはともかく、公式な地名にも少なくない。市町村名としては山梨県南アルプス市だけであるが（カタカナとしては他にアイヌ語山名のニセコアンヌプリに由来するニセコ町）、この市ではローマ字（英語）表記に悩んだようで、Minami-Alps City としている。さすがに Arupusu という綴りには抵抗

があるものの、South-Alps City では「やり過ぎ」感もあり、折衷案だろうか。

市町村内の町名に外来語系のカタカナが混じるものは非常に多い。連載の第24回でも少し触れたが、新興住宅地系ではさいたま市西区プラザ、神奈川県横須賀市ハイランド、長崎県諫早市多良見町シーサイド、佐賀県多久市北多久町メイプルタウン、北海道旭川市納内町グリーンタウンなど枚挙にいとまがない。中には横須賀市・福井市・土佐清水市の「グリーンハイツ」をはじめ、岡山県倉敷市倉敷ハイツ、同県里庄町新庄グリーンクエスト、三重県鈴鹿市鈴鹿ハイツ、広島県府中町瀬戸ハイム、静岡県三島市富士ビレッジ、岐阜市コモンスヒルズ北山のようにマンション名と見紛うばかりの「傑作」もある。

各自治体が誘致に熱心な工業団地では、昨今のIT産業の隆盛などを反映してか、大阪府和泉市テクノステージ、兵庫県三田市テクノパーク、岐阜県各務原市テクノプラザなどの「テクノ系」が最近になって目立つようになっているし、同じ工業団地系でも岐阜市三輪ぷりんとびあ（印刷工業団地）という合成英語（？）の平仮名町名もある。

その他では埼玉県三郷市新三郷ららシティ（ららぽーとに由来）、下関市ゆめタウン（ゆめタウンに由来）などのショッピングセンター系、高速道路のインターチェンジに由来する宇都宮市インターパーク、会津若松市インター西、八戸市北インター工業団地などの高速道路系などさまざま。今のところ「ゲートウェイ」を含む町名はないようだが、ここまで何でもありの外来語系地名が横溢する現代日本にあっては、件のエリアでも駅名に合わせた「高輪ゲートウェイ三丁目」が出現する可能性も高いのではないだろうか。

今尾恵介（いまお・けいすけ）

1959年横浜生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地名の楽しみ』（筑摩書房）、『地図の遊び方』（けやき出版）、『番地の謎』（光文社）、『地名の社会学』（角川選書）など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在（一財）日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 744
2019 January



表紙写真
「気球」

第33回写真コンクール銅賞
薩摩 陽平●大分会

2017佐賀インターナショナルバルーンフェスタの様子です。
会場である嘉瀬川河川敷の対岸から撮影しました。世界18か国地域から参加した111機の熱気球の迫力は正に圧巻の一言でした。
毎年行われている大会なので興味のある方は是非現地で体験していただきたいと思います。入場無料です！

地名散歩 今尾 恵介

03 新年の挨拶／新年のご挨拶

日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田 潤一郎

04 新年の挨拶／新年の御挨拶

法務省民事局長 小野瀬 厚

05 土地の表示に関する登記の沿革(1)

都城市代表監査委員
一般社団法人テミス総合支援センター理事 新井 克美

08 G空間EXPO2018シンポジウム

QZSSが創る新たな不動産登記制度とは？
～所有者不明土地問題を解決する地籍制度の創設～

13 第33回 日本土地家屋調査士会連合会 親睦ゴルフ岡山大会

17 愛しき我が会、我が地元 Vol.59

群馬会／函館会

19 大規模災害基金状況

22 UAV（ドローン）を利用した土地家屋調査士業務への活用事例

25 役立つ新しい業務ツール使用記 「調査士カルテ Map」を利用して

27 ADR法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！

30 日調連各部紹介

業務部／研修部

32 団体総合生活補償保険(MS & AD型)で突然のケガ・病気によるリスクに備えましょう！！

33 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

36 会務日誌

38 土地家屋調査士名簿の登録関係

39 ちょうさし俳壇

40 国民年金基金から

42 公嘱協会情報 Vol.135

44 編集後記

新年のご挨拶

日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田 潤一郎



新年、明けましておめでとうございます。

全国の土地家屋調査士会員の皆様方におかれましては、心新たに新年をお迎えのことと存じます。また、日頃より日本土地家屋調査士会連合会の活動にご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。そして、昨年11月21日には「第11回国際地籍シンポジウム」を福岡市において開催いたしましたところ、全国各地から数多くの皆様に参加いただき、誠にありがとうございました。おかげをもちまして意義深く、実り多い機会となりましたこと、海外からの参加者からも謝意が届いております。

さて、昨年は年明け早々の平成30年豪雪に始まり、大阪府北部地震、西日本を中心とする豪雨災害、北海道胆振東部地震、そして相次ぐ台風上陸による猛烈な風水害と例年以上に多くの災害が発生いたしました。この数年の気象状況を顧みますと、過去から築き上げてきた経験則からの「想定外」という言葉は完全に意味を成さないことを思い知らされたところです。被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げますとともに、東日本大震災、熊本地震をはじめとした復旧途上の被災地も含めて、地域の復興にご尽力いただいておりますことに、感謝を申し上げます。

ところで、昨年6月15日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2018」いわゆる「骨太の方針2018」において、従来の「登記所備付地図の整備」に加えて「土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務等につき必要な制度改正の実現を目指す」さらには「変則的な登記の解消を図るため必要な法案の次期国会への提出を目指す」また「住民票等の除票の保存期間の延長」についても記載がされました。同じく6月6日に成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の内容、さらには、法務省が主宰している「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会 中間取りまとめ」においては変則型登記の解消とともに相隣関係の規律の在り方にも言及しています。

また昨年は、法務省国際協力部から東南アジア諸国への法整備支援依頼があり、私自身もミャンマー連邦共和国を訪問いたしました。当連合会の歴史を振り返っても、国からの要請による国際協力に初めて参画したところですが、表示に関する登記の専門家として支援活動の必要性を感じるとともに、将来的には海外での法整備や街づくりに私たちの専門性が役立つものであると感じられ、まさしく明日への扉を押し開けた瞬間として認識しているところです。

以上のような動向からも、本年が土地家屋調査士制度に対する社会からの期待に応えるべき大きな転換となる年となり、正に正念場ともいうべき年であるとの意識が大切であります。私たち日本土地家屋調査士会連合会は、時代とともに人々の価値観や技術が革新的に変化しようとも、資格者の組織として、強くそしてしなやかに王道を歩み続け、国民の皆様と会員の皆様の期待に応える努力を続けることを約束をいたします。そのためにも、全国土地家屋調査士政治連盟とも強力に連携・連動していきたいと考えていますが、会員の皆様におかれましても、土地家屋調査士政治連盟の必要性和重要性に対し、更なるご理解とご協力をお願いします。

そして、土地家屋調査士制度制定70周年という区切りの年も、いよいよ1年後に迫ってまいりました。私たちは、この機会を土地家屋調査士制度の成長と進化を促すイノベーションにつなげ、内外を問わず「変化」を起こす絶好の機会として捉え、次の世代、そのまた次の世代に確実に糧をつなぐために、全国の土地家屋調査士の組織力を結集したいと考えておりますので、是非ともご理解をいただき、協力と参画をお願いするところであります。

最後に、新しい年が、全ての土地家屋調査士会員とご家族様にとりまして、明るく希望に満ちた一年となりますよう祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

新年の御挨拶

法務省民事局長 小野瀬 厚



新年、明けましておめでとうございます。全国の土地家屋調査士の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、大阪北部地震をはじめ、平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震などにより、各地に甚大な被害が生じました。被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。そして、皆様に対しましては、災害発生直後から無料相談に応ずるなど被災者に寄り添った復旧支援に取り組んでいただいていることについてこの場をお借りしてあらためて感謝申し上げます。

さて、少子高齢化が進む我が国において、いわゆる「所有者不明土地問題」への対策は、政府における喫緊の課題ですが、その問題の要因の一つとして、相続登記が未了のまま放置されていることが挙げられています。

昨年6月15日に閣議決定されたいわゆる骨太方針2018においては、この「所有者不明土地問題」等への対応として、登記所備付地図の整備等の取組を進めることに加えて、不動産登記の表題部所有者欄の氏名・住所が正常に記録されていない変則的な登記の解消を図るため、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指すこと等が明記されました。

登記所備付地図の整備作業は、経済の活性化やインフラ整備といった観点のみならず、自然災害への備えという観点からも、その推進が強く要請されており、積極的かつ強力に進めていかなければなりません。登記所備付地図の整備の重要性がますます高まる中にあって、法務省・法務局においては、「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」、「大都

市型登記所備付地図作成作業10か年計画」及び「震災復興型登記所備付地図作成作業第2次3か年計画」の三本柱に基づき、平成31年度も、登記所備付地図作成作業に取り組んでまいります。

また、変則的な登記の解消につきましても、今後、少子高齢化の進展や地域コミュニティの衰退等により、所有者の特定がますます困難になることが確実視されており、早急に所要の対策を講ずる必要があります。

これらの取組を実効性のあるものとしていくためには、筆界と表示に関する登記の専門家である皆様の専門的な知見の活用が不可欠であると考えておりますので、これまで以上に積極的な御協力をお願いいたします。

このほか、筆界特定制度についても、皆様が筆界調査委員として、あるいは、申請代理人として御尽力いただいた結果、国民に広く認識され定着した制度となっているものと実感しております。本制度の更なる推進についても、引き続き御協力をお願いいたします。

法務省では、このような土地家屋調査士への社会からの期待の高まりを踏まえ、使命規定の創設、懲戒制度の見直し等の所要の措置をするための土地家屋調査士法の改正作業を進めているところです。

最後に、皆様が、これまで培ってこられた専門知識をいかし、引き続き大いに御活躍されますことを期待するとともに、日本土地家屋調査士会連合会及び各土地家屋調査士会の益々の御発展を祈念いたしまして、私からの新年の挨拶とさせていただきます。

土地の表示に関する登記の沿革 (1)

都城市代表監査委員
一般社団法人テミス総合支援センター理事
新井 克美



はじめに

昨年は、明治維新150年であった。登記制度は、明治19年法律第1号として公布され、翌20年2月1日から施行され、130年余が経過した。そして、土地家屋調査士制度は、昭和25年法律第228号により誕生し、来年で70年になる。また、表示に関する登記制度は、昭和35年法律第14号より創設され、来年で60年になる。

土地の登記記録に記録されている地積及び地図に準ずる図面の多くは、明治期に実施された地租改正事業及び全国地押調査事業の成果が基礎となっている。すなわち、地租改正事業の成果に基づいて地券(改正地券)が発行され、また、地券大(台)帳が調製された後、登記法及び土地台帳規則(明治22年勅令第39号)が施行された。その後、民法(明治29年法律第89号)及び不動産登記法(明治32年法律第24号)が施行され、現在の登記記録に引き継がれている。

土地は、有史以前から存在し、今後も存続する。そして、土地は、自然の状態では、無限の広がりを持つものであり、人の生活あるいは経済活動の基礎をなすものである。このため、国家は、国内の土地を人為的に区分して、各区分された一筆の土地ごとに、所在・地番、地目、地積、地価、所有者等を帳簿に記載し、把握する必要がある。これが土地の表示に関する登記制度である。

私は、登記事務を通じて、土地を測量する場合は、その前提として、測量の対象とすべき範囲すなわち筆界(公法上の境界)を明らかにする必要があり、そのためには、当該土地の沿革を調査しなければならないと考え、登記研究誌に「公簿地積及び公図の沿革並びに地積更正登記手続等に関する一考察」を連載し、昭和59年に、これに加除修正を加え、関係法令を盛り込んで「登記手続における公図の沿革と境界」を出版した。その後、境界確定訴訟・所有権

確認訴訟等の訴訟手続、国有財産法に基づく境界確定手続、地籍調査事業等にも参考になるよう「公図と境界」を出版した。

地租改正事業等は、府県が実施機関となって実施したため、府県ごとにその成果が異なる。各土地家屋調査士会は、府県の地租改正事業等に関する資料の収集と整理を実施している。私は、全国の土地家屋調査士会での講演の機会に、受講された土地家屋調査士の方々から、その地域の地租改正事業等の内容について多くのアドバイスをいただいた。

ベテランの土地家屋調査士の方々から、登記事務がコンピュータ処理となっている現在、若手土地家屋調査士の中には、コンピュータからアウトプットされた登記事項証明書、地図及び地図に準ずる図面の写し及び地積測量図の写しのみに基づいて事務処理を行い、土地台帳や和紙公図の調査をおろそかにする傾向がある、との話を聞く。このことは、法務局の幹部職員からも、法務局の若い職員はパソコン端末のみで事務処理を行い、書庫にいかない、との話を聞く。

コンピュータへの登記事項の登録作業は人間が行った。人間が行う作業に「間違いは皆無」ということはあり得ない。コンピュータへの登録データが絶対に正しいという保証はないのである。コンピュータから打ち出された地図に準ずる図面の区画線や地番がきれいに印字されていても、その内容は、明治時代に測量した成果が基礎となっていることを忘れてはならない。コンピュータに登録された原図は和紙の公図であり、これには、土地の区画及び地番のみならず、公図作成以降の土地の異動に関する情報等が描画されている。そして、和紙の公図は、土地台帳附属地図であるから、土地台帳と併せて調査する必要がある。土地台帳には、明治20年代以降の土地の分筆、合筆、地目変換等の沿革が記載されている。

本稿は、以上のようなことを踏まえて、若手土地家屋調査士の方々を念頭に、できるだけ資料を掲げて、土地台帳の成立の経緯(各地域における地租改正事業等の具体的な方法は、各土地家屋調査士会に委ねる。)と、戦後の土地に関する表示に関する登記の沿革について、卑見を述べてみたい。

なお、本稿においては、不動産登記法(平成16年法律第123号)は「不登法」と、不動産登記令(平成16年政令第379号)は「不登令」と、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)は「不登規則」と、不動産登記事務取扱手続準則(平成17年2月25日法務省民二第456号民事局長通達)は「不登準則」と、そして、不動産登記法(明治32年法律第24号)は「旧不登法」又は「旧不動産登記法」と、不動産登記法施行令(昭和35年政令第228号)は「旧不登令」又は「旧不動産登記施行令」と、不動産登記法施行細則(明治32年司法省令第11号)は「旧不登細則」又は「旧不動産登記法施行細則」と、不動産登記事務取扱手続準則(昭和52年法務省民三第4473号通達)は「旧不登準則」又は「旧不動産登記事務取扱手続準則」とそれぞれ略記する。

第1 土地家屋調査士制度の誕生



【図1 「土地家屋調査士制度発祥の地」記念碑
(松本市総合体育館)】

- a 土地家屋調査士制度は、土地台帳及び家屋台帳が税務署から登記所へ移管されると同時に誕生した(注1)。このことは、土地台帳等の登記所移管を定めた土地台帳法等の一部を改正する法律の法

律番号が「昭和25年法律第227号」であるのに対して、土地家屋調査士法の法律番号が「昭和25年法律第228号」であり、連番であることから明らかである。

- b 昭和25年当時、登記所では、司法書士が登記申請の代理業務を行っていた。

司法書士の制度は、司法代書人法(大正8年法律第48号)による。裁判所に提出する書類は、当初は代書人が行っていたが、法律知識の程度も低く、訓練も十分でなかった(注2)。そこで、司法省や裁判所の監督や指導を厳重にする必要があったこと等から、議員立法として、誕生した。その後、「司法代書人法」は、昭和10年法律第36号により、法律の名称を「司法書士法」と変更されるとともに、「司法代書人」は「司法書士」と改称された。

- c 土地台帳等の事務を行っていた税務署では、(税務)調査員が、各税務署の嘱託として、専門的技術を生かして土地台帳等への申告、図面の作成に当たっていた。しかし、その資格に関して法的根拠がなく、いかがわしい者もこの調査、測量を行っていた(注1)。

昭和16年から5回にわたり、(税務)調査員に法定資格を付与する請願が国会に提出され、その都度採択されており、その立法化が政府当局に要望されていた(注1)(注3)。

- d 当時、地目を変更した場合は、所有者は、まず税務署長に対して、30日以内に、地目変換を申告した(地租法(昭和6年法律第28号)15条)後、登記所に対して、その土地台帳謄本を提出して、地目変更による表示変更の登記を申請した。また、土地を分筆する場合は、まず税務署長に対して、分筆を申告した(地租法29条)後、登記所に対して、その土地台帳謄本を提出して、分筆による表示変更の登記を申請した。すなわち、昭和35年法律第14号による改正前の旧不動産登記法第79条は、「土地ノ分合、滅失、段別若クハ坪数ノ増減又ハ地目ノ変更アリタルトキハ其土地ノ所有權ノ登記名義人ハ遲滞ナク其登記ヲ申請スルコトヲ要ス」と規定し、また、同法第80条は、「前条ノ

規定ニ從ヒテ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ土地ノ分合、滅失若クハ増減シタル段別若クハ坪数並ニ現在ノ段別若クハ坪数又ハ新地目ヲ記載シ且土地台帳謄本ヲ添附スルコトヲ要ス」と規定していた。そして、これらの登記所への登記申請の代理手続は、司法書士のみがすることができた。

- e 土地台帳等が登記所に移管されると、登記申請手続とは異質の台帳申告手続をしなければならない。そして、台帳申告手続は、測量等の技術的能力が必要となるから、司法書士が申告することは困難である。

しかし、台帳申告手続は、登記所に提出する業務であるから、法的手当をしないと、司法書士が行うことになる。

そこで、冒頭に述べたとおり、土地台帳等の登記所移管を定めた土地台帳法等の一部を改正する法律に併せて、土地家屋調査士法が、議員立法という形で、制定された(注1)。

なお、司法書士法も、議員立法という形で、これに併せて、全面改正された(昭和25年法律第197号)。

- (注1) 昭和25年4月30日 第7回国会衆議院法務委員会議事録第35号における土地家屋調査士法の提案理由説明において、田嶋好文衆議院議員は、「この度土地台帳法、家屋台帳法、及び不動産登記法の各一部改正によりまして、土地台帳、家屋台帳が税務署から登記所である法務局又は地方法務局に移管されることになりました。

土地台帳、家屋台帳に記載される事項は、不動産登記の目的たる諸権利の基礎である事実関係を示すものとして、その正確性が大きい

に要求されているのであります。従来におきましても土地、家屋の調査、測量をいたして居りました者は、各税務署の囑託としてこれを行い、税務署の人件費、旅費等の費用を節し、又その専門的技術を生かして土地台帳、家屋台帳への申告、図面の作成にあたつていたのでありましたが、何らその資格に関して法的根拠がなく、いかがわしい者もこの調査測量を行つていたのであります。

この際土地台帳及び家屋台帳の登録につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量及び申告手続が的確に行われますかどうかは、国民の権利義務に対しまして極めて重大な影響を及ぼすこととなりますため、本法によりまして土地家屋調査士の制度を新たに法制化いたすものであります。

なおこのような制度設立につきましては、さきに昭和十六年より五回にわたり請願が提出され、その都度採択されて、その立法化が政府当局者に要望されていたものであります。

衆議院法務委員会におきましては、土地台帳法等の一部改正に伴いまして、この土地家屋調査士の制度の必要性を認め、土地家屋調査士法立案に関する小委員会を設け、測量士、司法書士等関係方面とも種々協議いたし成案を得た次第であります。……」と述べている。

- (注2) 大正8年3月26日 第41回帝国議会貴族院「司法代書人法案特別委員会速記録第1号」

- (注3) 土地家屋調査士法制定にいたるまでの経緯(長野県土地家屋調査士会沿革史(昭和53年)2ページ)

G空間EXPO2018シンポジウム

QZSSが創る新たな不動産登記制度とは？

～所有者不明土地問題を解決する地籍制度の創設～

はじめに

平成30年11月15日(木)～17日(土)の3日間にわたり、日本科学未来館(東京都江東区青海)においてG空間EXPO2018が開催されました。

内容としては、測量機器等の展示、体験イベント、フォーラム、シンポジウム及びコンテスト等が行われ、多数の方が来場しました。

7F イノベーションホールで、日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)のシンポジウムが開催されましたので、その内容を中心に報告します。

G空間EXPOについて

「G空間(情報)」とは、「地理空間情報技術」(= Geospatial Technology)の頭文字である「G」を用いた「地理空間(情報)」の愛称です。

今回で8回目の開催となるG空間EXPOですが、その主題名称において、古くは測量・設計システム展、全国測量技術大会、地理空間情報フォーラムから名称変更の流れを受けた歴史があります。

システム展から始まったこのEXPOですが、出展者に関しては、初回G空間EXPO2010当時には、150展を超えておりましたが、今回は30展となり、展示の要素は薄れてきた反面、フォーラム、シンポジウム及びコンテスト等に重きをおいている感があり、測量技術を取り巻く環境が著しく変化している傾向が伺えます。



QZSSとは

QZSSとは、準天頂軌道の衛星が主体となって構成されている日本の衛星測位システムのことで、英語表記で、QZSS (Quasi-Zenith Satellite System) といい、一般的には「みちびき」と呼ばれています。

2010年9月に初号機が打ち上げられ、2017年には立て続けに6月、8月、10月と4号機まで打ち上げられました。初号機、2号機、4号機は準天頂衛星で、3号機は静止衛星となっています。2018年11月1日に4機体制による正式サービスが開始されました。

QZSSの必要性として、QZSS運用以前の衛星測位サービスは、他国の衛星(アメリカのGPS等)を利用しているため、視界に入る(測位できる)衛星数や観測に望ましい時間帯に制限があります。安定した衛星測位を実現するため、GPS等と互換性があり、一体利用できる「みちびき」を増やすことにより、高精度で安定した衛星測位サービスの実現を目指しています。

今後の衛星配備計画ですが、平成28年4月1日閣議決定された「宇宙基本計画」によると、2023年度までに3機追加し、持続測位が可能となる「みちびき」7機体制の確立を目指しています。

衛星の種類としては、アメリカのGPS、ロシアはGLONASS、ヨーロッパのGalileo、そして日本のQZSS等があり、それらを含むシステムの総称を全地球航法衛星システム(GNSS)といいます。



日調連主催シンポジウムについて

岡田潤一郎連日調連会長による開会の挨拶から始まった日調連のシンポジウムでは、「QZSSが創る新たな不動産登記制度とは？」をメインテーマとして行われ、午前は【QZSS観測の現状報告】として、QZSS等の紹介とメーカー7社による商品紹介等が行われ、午後は【不動産登記制度の新たな取り組み】をテーマにした4講演が行われましたので、下記にそれぞれ報告します(出演者敬称略)。

午前のテーマ 【QZSS観測の現状報告】

- 10:40 QZSS及びCLASの紹介(SPAC)
- 10:50 マゼランシステムズジャパン株式会社
- 11:00 株式会社コア
- 11:10 三菱電機株式会社
- 11:30 株式会社トプコンソキアポジショニングジャパン
- 11:40 ライカジオシステムズ株式会社
- 11:50 エアロセンス株式会社
- 12:00 株式会社構造計画研究所

QZSS観測の現状報告の前段で、研究報告2の報告者でもある浅里幸起氏によるQZSSとセンチメートル級測位補強サービスの解説がされた。

2017年、「みちびき」2、3、4号機が種子島宇宙センターから打ち上げられ、準天頂衛星システムの4機体制が完成した。QZSSは、「宇宙セグメント」と「管制セグメント」から構成される。「宇宙セグメント」は、3機の準天頂軌道衛星と1機の静止衛星からなっている。「管制セグメント」は、常陸太田、神戸に設置された主管制局、石垣島等に設置された追跡管制局及びモニタ局等からなっている。高精度測位のために必要な電子基準点は、全国で約1,300点存在する。準天頂衛星システムから補強信号が発信、QZSS及びGNSSから測位信号がそれぞれ利用者に発信され、測量等の静止利用や自動車等の移動体に利用される。

「みちびき」が提供する補正值は、衛星クロック補正、衛星軌道補正、衛星コードバイアス、衛星位相バイアス、電離層遅延補正及び対流圏遅延補正が提供され、国際標準が示す6種類をフルセットで提供している。観測地点の誤差要因であるマルチパス誤差と可視衛星数及び配置の選択は測位受信機で対応することになる。

その後、各7社により、QZSSに対応した受信機

等の商品の紹介及びマルチパスの可視化の研究報告がされた。

マゼランシステムジャパン株式会社のスマートアンテナ&レシーバーボックス「MSJ-LN1A/LN1R」の紹介、株式会社コアの商品「クロノスフィア-L6」の紹介、三菱電機株式会社の商品「アキュロック」の紹介、株式会社トプコンソキアポジショニングジャパンの商品「HiperHR」の紹介、ライカジオシステムズ株式会社の商品「GS18T」の紹介、エアロセンス株式会社の「エアロマーカ」の紹介があった。株式会社構造計画研究所からは、マルチパスの研究が紹介され、マルチパスを可視化するデモンストレーションが行われた。



午後のテーマ

【不動産登記制度の新たな取り組み】

研究報告1

「地籍のGISを巡る最近の動向を考える」

海津優

(日本測量者連盟第7分科会委員長)

地籍GISの動向を考えると、日本測量者連盟第7分科会の海津氏から報告があった。第7分科会は地籍を担当している。

地籍調査管理事業から行われていたGISの取り組みが紹介された。筆界点をつないだポリゴンに地籍簿の属性を持たせた構造で、維持管理や集成図等多目的に利用された国土庁フォーマットから、GISによる利用や法務省との連携など広く用いられていた地籍成果2000へ移行した。



地籍2014(Cadastre2014)構想とLADMの提唱として、土地管理の枠組みが紹介された。土地所有、地価、土地利用及び土地開発の分類されたデータが、効率的な不動産市場や効率的な土地利用管理を目指し、経済、社会及び環境問題に関し持続可能な発展を目指している。土地管理の高度化により、記録された情報の最新性を保ち、その情報を国の登記に基づいて提供する。そのことを通じて統一的、効率的に土地行政を行い、持続的発展を支え、災害耐性の高い社会、公平公正で調和の取れた土地行政を目指している。

国際標準となったLADM、ISO19152の紹介があり、LADMにより法や制度の異なる中で、用語と意味を統一することにより土地情報を正しく共有できる。LADMの改訂の提案としては、2017年からのLADMワークショップの議論を踏まえ、LADMの概念部分の対象を拡張すること、概念的モデルに加えて手続モデルを含めることの必要性が確認されている。具体的には、不動産評価と課税等財政的な観点に関するデータの取り込み、登記等の法的空間、法的対象を物理空間、物理的対象に紐付けること等が提案された。

地籍GISと我が国の土地行政に関する課題としては、

- ・都市の縮退
- ・都市緑地保全主体の消滅の傾向
- ・計画区域外の無秩序開発
- ・人口減少で不要となる公共資産の扱い
- ・縦割り、多重規制の弊害

が述べられ、対応すべきこととして、

- ・都市的利用と非都市的利用の一元的管理
- ・土地利用に関する広域的調整
- ・全国一律ではない柔軟な対応
- ・所有者不明土地への対応

が述べられ、共有データモデルとして国際標準化することの重要性が述べられた。

共通データモデルによる協力ツールとしてのLADMは、座標参照系が共通化できていることが大前提であるが、モデル構造とデータ項目に一定の標準があれば相互参照できる。幅広い協力関係には、共通ルールに基づく共通の情報が円滑に共有されることが大切で、土地行政を支えるツールであるからには最終的に、1筆1筆に立ち戻れる地籍GISが核になっていることが望ましく、LADMを組織を超えた連携の道具として育てていくことが重要とされた。

研究報告2

「準天頂衛星の精密測位が創る不動産登記の新時代」

浅里幸起

(一般財団法人衛星測位利用推進センター
事業推進本部技術開発部長)

午前中の進行も務めた浅里幸起氏から、準天頂衛星の精密測位が創る不動産登記の新時代の報告があった。平成30年11月1日から、「みちびき」によるサービスが開始され、日本の全国土空間には、24時間365日、センチメートル級測位のための補強信号が放送されている。その放送は無料で受信でき、約2億台ある端末に提供されている。



衛星を用いた単独測位の原理が紹介され、センチメートル級の仕組みが解説された。電子基準点に基づく「みちびき」測位情報は、リアル空間の情報をサイバー空間へ転送され、無限次元のサイバー空間を通じて、見る、分かる、決める及び動く、のサイクルを回して社会問題を解決し、スマート社会を創出する。

精密測位のローコストなチップの紹介があり、今年にも2周波を受信できるスマートフォンもリリースされる。商品経済学の考え方では、普及率16パーセントを超えると加速度的に普及するとされ、現在のGNSS測量機の普及率は14パーセントであるため、今後、加速度的な普及が見込まれる。開発に関する流れとして、運用要求、基本設計、詳細設定、システム政策及び評価運用の流れが説明され、ユーザーからの要求により開発は早まるとされた。

中央管理者が不要であるブロックチェーンに関する発言もあり、障害に強く、改ざんできなく、それに加え高い情報の透明性が必要とされた。

最後にまとめとして、準天頂衛星「みちびき」の測位情報によって、空間情報循環を回し、不動産登記に係る社会問題を解決できる可能性があるとした。

基調講演

「不動産登記における地図・所有者情報の今後について」

江口幹太

(法務省民事局民事第二課地図企画官)

登記所備付地図(以下「地図」という。)データの民間業者への提供について説明があった。不動産登記制度における地図等の公開方法は、窓口交付、オンラ

インによる書面による地図等の写しの交付と、インターネットを利用した登記情報提供サービスによる取得方法がある。現時点で、地図の電子データについて、当該データを加工可能な形式で民間事業者に提供することま



では行っていない。「ローカルアベノミクスの深化」会合において、農業事業者や関係業者から、一定のまとまった区域の地図の電子データを相応の対価で入手したいとの要望があった。地図の電子データ提供は、農業以外の分野でも二次利用する活用が期待できることから、地図のデータ提供に関する検討が始まった。地図データの提供については、「官民データ活用推進基本法」に基づき、IT戦略本部の下、官民データ活用推進施策の一環として、平成33年度までに提供を開始することができるよう検討を行うものとしており、法務省としては、IT戦略本部と連携の上、対応していくとされた。

現時点における検討の進捗状況としては、現行の不動産登記法では、提供の理由付けが困難であり、また「地番」は、地理空間情報において個人情報として整理されているため、電子データの提供が困難であり、「地理空間情報活用推進基本法」に基づき、公開する方向で検討中であるとした。

システム・コスト面の課題としては、地図の電子データ提供を実施するためには、提供するデータの内容・提供方式に応じたシステム改修・構築を行う必要があり、提供を受ける民間事業者の要望内容を踏まえつつ、費用対効果に優れたシステム構築を検討する必要がある。ニーズ把握のヒアリング・アンケートを実施した上で、地域単位・費用・地図XML等の公開データ方式等を検討し、G空間情報センターを通じて公開する方向で検討中であるとした。

所有者情報の明確化に向けた所有者不明土地問題に対する取組が紹介された。平成30年11月15日に、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(所有者不明土地特措法)」の一部が施行された。

長期相続登記未了土地に係る不動産登記法の特例として、登記官が、長期間相続登記等がされていない土地について、その旨等を付記登記等により登記簿に記録するとともに、相続人等の所有権の登記名義人となり得る者に対して登記手続を直接的に促す制度の創設が示された。

所有者不明土地の発生の抑制・解消に向け、登記制度及び土地所有権の在り方等の根本的課題について、研究会において論点及び考え方を整理した上で、法制審議会において議論される。その研究会の中間取りまとめの概要が紹介された。登記制度の在り方として、対抗要件主義の検証、相続登記等の義務化の是非、変則型登記の解消、登記手続の簡略化及び登記の公開の在り方等が検討されている。土地所有権等の在り方としては、土地所有権の強大性、土地所有権の放棄等、相隣関係の在り方、共有地の管理等の在り方、財産管理制度の在り方等が議論され検討が進められている。

不動産登記簿を中心とした土地所有者情報を円滑に把握する仕組みとして、現状と課題が報告された。現状としては、公的な土地所有者情報の中で不動産登記の情報が最も基本となる情報であるが、登記名義人が死亡していても、相続登記等がされていないなど登記記録から直ちに土地所有者情報の把握が困難なケースがある。課題としては、登記名義人が死亡した場合に、相続人等から申請がなければ、登記記録が更新されない。今後も、所有者不明土地の増加が懸念されることから、不動産登記における所有者情報について、最新の情報を適切に把握することができるようすることが重要とされた。

現状報告

「G空間社会に対応する土地家屋調査士」

鈴木泰介

(土地家屋調査士・

日本土地家屋調査士会連合会常任理事)

G空間社会の説明から始まり、情報化社会の歴史、基盤となる位置情報、紐付け情報及びG空間社会の実現の効果が説明された。G空間情報とは、位置情報とそれに紐付けられたデータからなる情報で、GNSS及びGISの活用により実現される。G空間情報とICTを利活用することが、日本が抱える課題を効果的・効率的に解決するために必要である。地理空間情報を基盤として、あらゆる情報を紐付けることにより、高度な社会が実現される。

G空間社会を実現するためには、基盤の磐石性が重要で、基盤情報が正しいこと、基盤情報が充実し

ていることが重要である。その情報には、不動産登記情報、筆界に関する情報、現況・利用状況及び基準点情報が含まれる。紐付けには土地情報、建築物情報、学校・病院等の生活情報、戸籍等の住民情報が考えられる。G空間社会の効果としては、国民にとっては様々な手続の煩雑さの解消、企業にとっては効率的なビジネスが望め、行政によっては、効率的な行政サービスの提供が望める。

土地家屋調査士の役割としては、不動産登記法第14条地図作成作業への参画や、基本三角点等に基づく地積測量図の作成、変則型登記の解消、登記を伴わない測量の情報提供及び紐付け情報の整備等が考えられる。変則型登記については、資料分析能力、現地調査能力及び関係人聴取能力を考えると、変則型登記の解消における土地家屋調査士の役割はあるとした。土地家屋調査士が保有している情報として、画像、構造物等の位置情報、土地所有者・管理者等の情報等、地積測量図に記載されていない情報も保有している。登記を伴わない測量の成果としては、境界確認書、確定測量図及び現況平面測量図等が挙げられる。土地所有者情報としては、登記簿上の住所から転居している情報、共有者が多数の場合の管理者情報、墓地等の準公共物の管理者情報及び相続人情報等が挙げられる。

土地家屋調査士が有する能力としては、筆界探索能力、境界に関する地域の慣習知識、関係人聴取能力及び地域との密接な関わりが挙げられる。

空き家・空き地問題、災害対策、地域の発展、所有者不明土地問題等の解決への参画等、社会に貢献する土地家屋調査士が示された。

おわりに

日調連のシンポジウムには150名を超える方が参加し、地理空間情報への意識の高さが伺えました。

我々土地家屋調査士が保有する地籍情報は主に、法務局、依頼者及び土地家屋調査士といった非常に狭い世界で動いています。土地家屋調査士に限らず、行政や個人が保有する情報を統一的管理又は集積し、さらにはその情報が更新され、正確な情報を総合的に提供できるシステム構築は必要不可欠といえます。そのために、公益的な側面からも、官民一体となって今後の高度地籍情報化社会への対応をすることが必要といえます。

広報員 石瀬正毅(東京)

第33回 日本土地家屋調査士会連合会 親睦ゴルフ岡山大会



平成30年10月29日(月)に第33回日調連親睦ゴルフ岡山大会が岡山県玉野市の東児が丘マリンヒルズゴルフクラブで開催されました。近年、日本女子プロステップアップツアーが開催されるこのゴルフコースは、瀬戸内海が一望できる素晴らしいロケーションで、かつてあの石川遼プロが平成19年、当時15歳8か月の中学3年生のときにマンシングウェアオープンKSBカップにおいて、本ツアー最年少優勝を成し遂げたことで知られています。

前日の前夜祭・観光の部と併せてご報告させていただきます。

前夜祭

岡山会 水島敏裕

前夜祭は10月28日(日)の午後6時から、岡山市北区のANAクラウンプラザホテル岡山1階の「曲水の間」で開催されました。翌日ゴルフ大会に参加する会員と旅行コースに参加する会員、その家族、来賓、そして岡山会役員を加えると200名近くが集まった盛大な会となりました。まず、岡田連合会会長の挨拶から始まりました。連合会の全国行事に初めて参加した私は、初めて生でトップの顔を拝見することができました。その後、大会実行委員長である川野岡山会会長の挨拶があり、来賓の山下法務大臣令夫人、佐藤岡山県副知事の挨拶と続きました。



前夜祭で挨拶をする岡田会長

法務省のトップが岡山選出の国会議員ということもあり、土業のゴルフ全国大会の前夜祭としては、素晴らしい顔ぶれでした。

連合会共済会取扱代理店の桐栄サービス森本社長の音頭による乾杯の後、各テーブルでは出席者がお酒を交わしながら和やかに談笑していました。私も隣に座っていた岡山会の会員と話をしていました。翌日のゴルフ大会と一緒にラウンドする人達も同じテーブルに着席していることにその頃やっと気付きました。群馬会、富山会、兵庫会の各会員とラウンドすることになっていましたが、その中の一人、群馬会の小保方廣幸会員は、「泉五郎」という名前で歌手デビューされていて、この前夜祭の余興でも「前橋の女」というタイトル曲を熱唱されていました。会場の外ではCDも販売されていて、同じ組でラウンドする私も一枚購入させていただきました(用意されていたCDは会場で完売したそうです)。泉五郎のステージの後は岡山会の金関連合会理事の息子さんによるマジックショーが行われました(プロのマジシャンです!)。若い女性をアシスタントとして引き連れ、カードマジックやボックスを使ったマジックを披露していました。私は本物のマジックショーを生で見ることが初めてだったので、とても興味深く見させてもらいました。

次回開催地である千葉会から次回大会の概要説明があり、最後に、森本岡山会副会長の挨拶で前夜祭はお開きとなりました。その後、明日に備えてホテルの自分の部屋に戻る人、岡山の夜の街に繰り出す人、様々でしたが、私はホテルに戻って早く寝ました。

ゴルフ大会

岡山会 黒江宏輝

10月29日の月曜日、岡山県玉野市にある東児が丘マリンヒルズゴルフクラブにおいて開催された、第33回日調連親睦ゴルフ岡山大会に参加してきました。全国津々浦々から新たな伝説を作ろうと馳せ参じた強者総勢152名38組が、熱き戦いを繰り広げました。

当方64歳6か月の現状は、ゴルフは年2回ある岡山会ゴルフ同好会コンペへの参加を入れても年数回のラウンドのみで、練習場へもほとんど行かず、たまに行って100球も打とうものなら一週間は筋肉痛で業務もままならぬ状態が続くという情けないものであります。かつては、三度の飯よりゴルフ好きだったのに…。

「日調連と全国大会」の大看板に気後れして、参加にはあまり気が進まなかったのですが、開催県が岡山である以上は、協力要請があれば参加は義務であると、申込みました。

5月以来クラブを握っておらず、不安もあって20日ほど前に事前調整ラウンドを行ったのですが、腰を痛めてしまい藪蛇となっていました。

当日は、早朝6時に総社市の集合場所(集合場所は7月豪雨で甚大な被害を受けた倉敷市真備町とは高梁川を挟んだ東岸)を出発。あいにくの雨模様でしたが、日の出前の薄暗さの中を約1時間掛けて玉野へと向かいました。ゴルフ場に到着した頃には、なんとか雨もやんでおり、駐車場には既に多くの車があふれていました。

スタートはショットガン方式となっており、OUT.1番、5番、IN.10番、14番の各ホールから7時30分に同時スタートです。我々が到着したのは正に第1組がスタートした時間でありました。

受付を済ませクラブハウスを出て、15分ほどパターの練習をしてカートに戻ったところで、ちょうど本日の同伴競技者となっている井上さん、乗川さん、白石さんと出会いました。初対面の方々なのでお互いに挨拶を交わして、そこで皆さんが山口県会

の面々であることを知りました。

3人はみんな50代で、白石さんは、何を思ったか2か月程前から、十数年ぶりにクラブを握ったとのことで、やや不安気な面持ちでした。ショットガンスタートということもあり、スタート前の全体セレモニー等はなく、早速カートに乗り込みました。

くじ引きで私がオーナーとなり第一打、ティショットはいつもよりやや緊張しました。4人それぞれ右へ左へと分かれてましたが、OBもなくスタートを切ることができました。やはりスイングすると腰に痛みが走るの、できるだけゆっくりスイングしてなんとか1ラウンド完走を目指すこととしました。以前、肋骨骨折の状態で行ったことがありましたが、あの時はショット後は当然胸を押さえて動けないといったもので、ショットすること自体が恐怖でした。しかし、それに比べればなんとかなるかと思え、湿布を貼りその上からサポーターをきつめに締めて対応しました。しかし、ラウンド間隔が空いているために、ショットの感覚は思った以上に鈍っており、短い距離の距離感はなく、つま先上がりや左足下がりといった傾斜に対応できない状態でした。平らな場所ならナイスショット(?)も出るので

すが。今回のラウンドは、久しぶりにキャディさん付きでした。このゴルフ場はキャディさんなしではラウンドできないそうです。ちなみに私たちに付いてくれたのは、一見若く見える女性のキャディさんでした。ハラスメントのおそれがあるのでこれ以上はあまり言えませんが、キャディさんの運転する乗用カートが年寄りには楽でよいものです。

我がパーティーはみんな調子が今一のように、15番ホールで井上さんがやっと初のパー、私も17番のショートホールでやっと1つ取れたただけでした。コースは綺麗で易しそうなのですが、自分の思いと、体の動きやボールの行方が中々一致しないのです。

各ショートホールがニアピンとなっていました。どのホールも既にピンの近くにニアピンフラッグがなびいていて、まぐれでもその内側にボールが付くことはありませんでした。ドラコンもロングホール全てに設定されていましたが、我がパーティーには、全く無縁なものでした。

途中、瀬戸内海の絶景をバックに記念撮影が行わ



全ホールから瀬戸内海が望める

れたりもして、ハーフラウンドが終わり、昼食になりました。タイトな日程のため食事時間は30分程度。皆、美味しそうにビールを飲んでいましたが、「プリン体0」しか飲めない小生は我慢です。

昼からはアルコールでパワー補給できたのか、元気のいいスタートでしたが、上がってみたら皆スコアは、午前中とさほど変わりませんでした。我々はINの10番スタートの最後から2番目の組なので、クラブハウスに帰り着いたときには、もう多くの組がホールアウトしており、3時の表彰式兼懇親会開始までには10分ほどしかありません。風呂に入っている余裕はないので、アテスト後にパーティー会場に直行し、各組ごとに設けられている席に着きました。

3時になり、表彰式が開始され、最初に岡田連合会会長の挨拶がありました。その中で西日本豪雨災害の被災地に対する思いもあって、義援金を呼び掛けられ、会場内で募金箱を回すことになりました。そして、川野岡山会会長をプレゼンターとしていよいよ表彰式が始まりました。賞は参加者の半数に当たるくらいにたくさん用意されていました。私たちの組も、なんだかんだ言いながらも、山口県会の皆さんは何らかの賞に当たっていました。よかった、よかった。ちなみに優勝者は愛媛会の赤瀬雅英会員で、グロス100 ネット71.2でありました。

4時30分に最初の送迎バスが出るので、1時間ほどでパーティーは終了となりました。皆さん無事に家路に就かれたこととおもいます。全参加者の皆様お疲れさまでした。

観光の部

岡山会 大森昭英

ゴルフに参加する方たちよりも1時間以上遅く、観光組はANAクラウンプラザホテルを出発し、最初の目的地である後楽園へと向かった。その頃には夜明け頃に降っていた雨も上がり、秋らしいすっきりとした空模様となった。

月曜日であったので、出勤時間の混雑を逆走するように進んでいくバスに乗っていることに若干の後ろめたさを感じなくもなかった。

岡山に住んでいる身であっても、朝の開園直後の後楽園を訪れたことは一度もなかった。久しぶりに足を踏み入れた後楽園、清廉な空気に包まれた庭園は日本三名園の名に恥じぬ品格と絢爛さを兼ね備えていることを十二分に感じさせてくれた。

ボランティアガイドさんの興味深い話に耳を傾けながら歩を進めていくうちに、所要時間の1時間はあっという間に過ぎてしまった。

朝の渋滞はほぼ解消され、予定どおりの時刻に次の目的地である「夢幻庵」に到着した。ここで参加者の方々には備前焼の土ひねり体験をしてもらう。

ろくろの上にどーんと置かれた粘土に最初戸惑っていた様子だったが、インストラクターの方が実に手際よく腕を完成させたのを見て俄然創作意欲が湧いてきたのか、一同一心不乱に取り組み始めた。

我が作品が完成に近づくにつれ、次第に笑みがほころび始め、ほかの方の作品をあだこうだと批評し始めてみたり、仕上げにしゃれた模様を付けてみたり、オリジナルデザインの銘を刻み悦に浸ってみ



見事優勝の愛媛会赤瀬会員(左)



土ひねり体験に熱中する参加者

たりと少しずつ童心に返っていくようであった。

今回の観光を通じて最も参加者の興味を引いたのが、講房の出口に置いてあった「備前焼ガチャ（カプセルトイ）」であったように思う。集合写真を撮るために窯の前に誘導しようとする頃になってもなかなか「備前焼ガチャ」の前から動こうとしない方が多数。中にはなかなか良いモノもあったようである。

半日で岡山のいいところを巡る弾丸ツアーは、次に牛窓に向かい「UOUO」での昼食タイムとなった。新鮮な魚介のしゃぶしゃぶは特においしかったので、皆さんにもお楽しみいただけたのではないかなと思う。

昼食を終え、一同バスに乗り込み最後の目的地「牛窓オリーブ園」へ。この頃になるとぽかぽかの陽気となり、空も澄み渡り、高台から見下ろす瀬戸内海の多島美は一枚の気取らない絵のようであった。けっして派手な美しさはないけどもが。

ぼんやりと海を眺めていると、岡山って取り立てて何もない所だけれどそれがまたいい。そんな言葉が何となく浮かんできた。日頃の業務を忘れ、ふっと心の緊張を解きほぐす、つかの間ではあったがそんな時間を一緒に過ごすことができたのではないだろうか。

実行委員長 川野祐治

中国ブロック協議会として岡山の地でゴルフ大会を開催させていただきました。遠路はるばるご参集いただきありがとうございました。

今回キャッチフレーズを「こられえ晴れの国おかやまへ」とし、皆様にご案内をさせていただきましたが、ご承知のとおり岡山県は、平成30年7月豪雨により多大な被害に見舞われました。このような状況でゴルフ大会を見合わせては、という意見もありましたが、このような時だからこそ元気を出して開催すべきだという、多くの支援の声をいただき開催へと至りました。大会中も義援金箱に多くのお志をありがとうございました。

不慣れな運営で不手際も多々ありましたが、同じ土地家屋調査士仲間、笑って許してやってください。

今回のゴルフ大会が皆様にとって思い出深き二日間となれば幸いです。また次回、千葉でお会いしましょう。

最後に大会運営に尽力してくれた、連合会・岡山会の各担当員及び事務局員に感謝いたします。

愛しき

我が会、我が地元

Vol. 59

群馬会

『制度広報とは』

群馬土地家屋調査士会 小保方 廣幸

昭和50年3月に土地家屋調査士及び行政書士を登録してから、43年が経過しました。顧みますと、無我夢中で業務と向き合ってきたような気がします。

そんな中、群馬会の会長もさせていただき、おまけに連合会の常任理事もさせていただきました。入会当時のことを思うと、全く予想をしない展開の連続であったと思います。さらには、平成27年の秋には黄綬褒章に浴させていただき、この上ない感激でありました。

そろそろ本題に移りますが、「広報活動について」の原稿依頼がありました。現役の役員から退いているものですから、会務である活動は現役の役員の方々にお任せするとしまして、「制度の発展・充実」について私なりの持論を記させていただきます。

会員の皆様は、土地家屋調査士として大成したいと思っていることでしょう。それには、会が行う広報活動も大事な事業であるのは間違いありませんが、加えて土地家屋調査士個人々々が日頃から活動をする必要があると思います。特に、次代を担う土地家屋調査士のためにもやらなければならないことがたくさんあるはず。例えば、「車は高級車に乗る。」「役所に行くときは作業着で行かない。」要は世間が我々をどう見ているか？です。私たちの振る舞いを見て土地家屋調査士に憧れを持たせることが必要です。そうすることによって受験者も増えるし、土地家屋調査士が憧れの職業となるわけです。

それから、会の事業の一環として研修会が行われますが、講師の先生は、スーツにネクタイをしているのに研修を受ける我々が作業着でいるのをよく見掛けます。私は、講師の先生に対して大変失礼だと感じております。我々の商売のスキルアップを授けてくれるわけでありますので、受講者の姿勢が問われるのと、講師の先生から言わせれば土地家屋調査士の品格が疑われることに間違いありませんし、制度そのものが下降するでしょう。是非とも、マナーとして守っていただきたいものです。要は、「相手

の立場・自分自身の立場」を理解することが肝要だと思っております。そして、土地家屋調査士として「品性を失うような言動や行動をしない。」ことが大切だと思っております。

話はガラッと変わりますが、私は昨年6月に「歌手デビュー」をしてしまいました。元来歌うことが好き(特に歌謡曲)でありましたので、あまり迷うことはありませんでした。前述したように、平成27年の秋に黄綬褒章に浴したことにより、翌年3月に「受章を祝う会」をすることになりました。そのプログラムの中で私の歌唱を6曲披露させていただきました。皆さんからは、「受章者自らが歌を歌うのは珍しいこと」だと言われました。今は、カラオケ大会のゲスト歌手であるとか、地域が行うイベントにゲスト歌手として、「歌謡ショウ」を行っております。また、カラオケスナック等でリサイタルも行っています。あまり商売にはなりません。歌うことが好きです。満足しています。そしてマイクを持った時は必ず、私の本業は「土地家屋調査士」です。と言っております。少しでも多くの一般市民に土地家屋調査士を覚えていただく努力をさせていただいております。小さなことですが、こういう地道なことの積み重ねで制度は向上するものだと思っております。会員の皆様にも、身近で広報活動ができることがたくさんあると思いますので、更なる制度向上・充実のために惜しまぬ協力をしていただきたいと思っております。延いては自分自身のためです。





函館会

『本屋に行って本物に逢おう！』

函館土地家屋調査士会 広報部長 小田 純一

函館会では「函館地区士業連絡協議会」として司法書士会、社会保険労務士会、行政書士会、税理士会と協力し、毎年共同で事業を行っています。ここ数年は「市民暮らしの無料相談会」として休日を利用しイベントスペース等で相談会を行ってきました。

一昨年は、函館地区士業連絡協議会設立20周年記念事業として函館港まつりで港踊りパレードに参加しました。(各士業から20人程度参加し、約100名で士業ごとに色違いの法被を着て踊りました。)

昨年は、当番士業である函館司法書士会からの提案で「本屋に行って本物に逢おう！」というイベントを開催しました。これは各士業とも年々、受験者数が減少していることもあり、独立開業を目指す人、資格取得を目指す人、少しでも興味ある人に向けて仕事の面白さ、やりがい等をPRし興味を持ってもらい受験者数者を増やそうという趣旨に基づくものです。

広報活動としては函館司法書士会が中心となって新聞の取材、専門学校など各所へのチラシ配布、地元FMラジオ局への出演などを行いました。

会場となりました函館蔦谷書店は「ゆっくりと過ごせる空間」をコンセプトに本屋だけでなく様々な店舗やイベントスペースが広い空間にある複合施設です。

10月13日(土)の15時～17時にイベントが開催されました。「本屋に行って本物に逢おう！」というタイトルのとおりイベントスペースに各士業ごとに「本物の先生」が4～5人が集まり、司会を担当していただいた函館司法書士会 海老憲一副会長の軽妙なトークでスタートしました。来場者に向けて、仕事内容の説明、なぜ、この資格を取得しようと思ったのか？どうやって勉強したのか？等の話を司会者と各士業の参加者との笑いを交えた会話という形式で進めていきました。

土地家屋調査士の仕事は、ちょっとした寸劇を交えて仕事の説明をしました(隣同士の境界トラブルを土地家屋調査士が筆界と所有権界の違いを説明し双方納得し、めでたしめでたしという内容)。また資格取得希望者が最も興味ある話、「年収は？」「食べていけるのか？」「どうやって仕事を得るのか？」という突っ込んだ話にも皆さん正直に答えていました(このコーナーで私はほとんど発言していませんが…)。

このご時世、資格を取って独立してやっていこう、というのは勇気のいることだと思いますが、函館会でも他業種から転職されて活躍されている土地家屋調査士もいます。また、ここ数年、若い会員も入会されました。

仕事に興味を持ってもらい受験者数を増やすということは、なかなか難しいことではありますが、たまたま当日のイベントを見掛けて土地家屋調査士に興味を持った方がいれば成功だったと思います。今回、もう少し入場者が多ければよかったのですが、こういうイベントは1回きりではなく継続していくことによって徐々に成果が表れるのではないかと思います。

反省点としては、リハーサル不足で土地家屋調査士の仕事内容説明の寸劇が、あまりにもセリフが棒読みだったこと(見た人によるとスーツを着たおじさん3人が立ち話をしているだけということでした。)、また他の士業の方々と同じく服装はスーツで参加したのですが、ここはあえて普段の仕事と同じ

＼士業になりたい！ 資格を取りたい！／

本屋に行って本物に逢おう！

「生」の士業のハナシ

あなたは何になりたい？

- 行政書士
- 税理士
- 司法書士
- 社会保険労務士
- 土地家屋調査士

10月13日(土)

場所 函館蔦谷書店
（函館市石川町6-1）

とき 15:00～17:00

お気軽にご来場ください！

① どういう勉強をしたの？
② どんな仕事をしているの？

函館で働く現役の5つの士業が集まるトークライブセッションです。
各士業数人参加しての個別ブースもあり、より深い話も聞けるかも

主催：函館地区士業連絡協議会 お問い合わせ：0138-27-0726(函館司法書士会)

く作業服でもよかったかなと思いました。

函館会は会員数が53名と全国で一番小さな会ですが、他の士業の方々と協力することによって単位会ではなかなかできない規模のイベントを行うこと

ができました。今後とも「函館地区士業連絡協議会」への参加・協力を続けていくとともに、函館会独自の活動も考えていきたいと思っています。



大規模災害基金状況

平成30年11月15日現在

ご協力いただきありがとうございます。

収支状況

各会からの寄附金計	¥	278,697,377
一般会計繰入金計	¥	56,300,000
他の寄附金等収入計	¥	9,623,803
災害見舞金計	¥	-179,005,000
他の支出	¥	-4,930,498
収支	¥	160,685,682

各会からの大規模災害寄附金合計 (平成9年度から平成30年度まで)

調査士会名	寄附金額
東京	¥ 24,490,000
神奈川	¥ 13,910,000
埼玉	¥ 17,763,820
千葉	¥ 10,151,029
茨城	¥ 7,001,500
栃木	¥ 2,492,386
群馬	¥ 4,902,000
静岡	¥ 9,909,699
山梨	¥ 1,752,370
長野	¥ 6,057,500
新潟	¥ 7,537,900
大阪	¥ 20,612,000
京都	¥ 5,513,107
兵庫	¥ 21,841,812
奈良	¥ 2,636,564
滋賀	¥ 3,513,632
和歌山	¥ 2,555,538

調査士会名	寄附金額
愛知	¥ 11,317,295
三重	¥ 4,975,081
岐阜	¥ 2,739,323
福井	¥ 1,875,216
石川	¥ 3,198,000
富山	¥ 2,374,000
広島	¥ 2,004,873
山口	¥ 2,349,000
岡山	¥ 2,278,938
鳥取	¥ 1,676,339
島根	¥ 1,628,394
福岡	¥ 8,402,000
佐賀	¥ 2,365,595
長崎	¥ 4,403,004
大分	¥ 3,866,000
熊本	¥ 3,586,000
鹿児島	¥ 5,854,000

平成30年11月15日現在

調査士会名	寄附金額
宮崎	¥ 3,779,000
沖縄	¥ 3,925,000
宮城	¥ 4,307,749
福島	¥ 5,334,051
山形	¥ 1,460,426
岩手	¥ 5,416,358
秋田	¥ 1,426,578
青森	¥ 2,452,300
札幌	¥ 6,462,866
函館	¥ 1,326,000
旭川	¥ 1,331,000
釧路	¥ 1,951,000
香川	¥ 3,400,000
徳島	¥ 2,248,134
高知	¥ 2,286,000
愛媛	¥ 4,057,000
合計	¥ 278,697,377

義援金等給付一覧

(平成 10 年度から平成 30 年度まで)

支払日	所属会	対 象	事 象	合 計
H10. 8.20	新潟	会員 1 名	集中豪雨	¥ 20,000
H10.10.16	茨城	会員 1 名	集中豪雨	¥ 20,000
H10.10.16	福島	会員 1 名	集中豪雨	¥ 20,000
H10.10.16	高知	会員 3 名	集中豪雨	¥ 60,000
H11. 4.14	岡山	会員 1 名	台風	¥ 20,000
H11.11.16	愛知	会員 4 名	竜巻	¥ 80,000
H11.12.10	山口	会員 20 名	台風第 18 号	¥ 490,000
H12. 4.14	札幌	会員 1 名	有珠山噴火	¥ 30,000
H12. 6.14	岩手	会員 1 名	集中豪雨	¥ 50,000
H12.10. 6	東京	会員 2 名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000
H12.10. 6	愛知	愛知会	東海地方豪雨	¥ 1,500,000
H12.10.24	鳥取	鳥取会	鳥取県西部地震	¥ 100,000
H12.11.27	東京	会員 2 名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000
H12.12.25	島根	島根会	鳥取県西部地震	¥ 30,000
H13. 2.20	鳥取	鳥取会	鳥取県西部地震	¥ 250,000
H13. 3.28	東京	会員 2 名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000
H13. 4.20	広島	広島会	芸予地震	¥ 100,000
H13. 4.20	山口	山口会	芸予地震	¥ 100,000
H13. 4.20	岡山	岡山会	芸予地震	¥ 100,000
H13. 4.20	香川	香川会	芸予地震	¥ 100,000
H13. 4.20	愛媛	愛媛会	芸予地震	¥ 100,000
H13. 6.29	愛媛	愛媛会	芸予地震	¥ 200,000
H14. 8.12	岐阜	会員 1 名	台風第 6 号	¥ 100,000
H14.11.18	千葉	会員 18 名	台風第 21 号	¥ 100,000
H15. 6.17	宮城	宮城会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 6.17	福島	福島会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 6.17	山形	山形会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 6.17	岩手	岩手会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 6.17	秋田	秋田会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 6.17	青森	青森会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 8. 8	福岡	会員 1 名	九州集中豪雨	¥ 100,000
H15. 8.22	宮城	会員 1 名	宮城県沖地震	¥ 100,000
H15. 9.25	宮城	会員 7 名	宮城県沖地震	¥ 2,000,000
H16. 7. 7	佐賀	会員 1 名	佐賀市竜巻	¥ 200,000
H16. 7.23	新潟	会員 14 名	新潟・福島豪雨	¥ 1,700,000
H16. 7.23	福井	会員 7 名	福井豪雨	¥ 500,000
H16. 8. 6	新潟	会員 2 名、新潟会	新潟・福島豪雨	¥ 250,000
H16. 8. 6	福井	福井会	福井豪雨	¥ 100,000
H16. 8.18	富山	会員 1 名	福井豪雨	¥ 100,000
H16. 9. 3	愛媛	会員 2 名	台風第 15 号	¥ 150,000
H16. 9.16	兵庫	会員 1 名	台風第 16 号	¥ 100,000
H16. 9.16	香川	会員 7 名	台風第 16 号	¥ 700,000
H16.10. 1	函館	会員 2 名	台風第 18 号	¥ 150,000
H16.10. 1	香川	会員 2 名	台風第 18 号	¥ 150,000
H16.10. 4	広島	会員 13 名	台風第 18 号	¥ 300,000
H16.10. 4	大分	会員 4 名	台風第 16 号、第 18 号	¥ 100,000
H16.10. 4	宮崎	会員 2 名	台風第 16 号	¥ 150,000
H16.10. 4	岡山	会員 2 名	台風第 16 号	¥ 200,000

平成 30 年 11 月 15 日現在

支払日	所属会	対 象	事 象	合 計
H16.10. 8	三重	会員 2 名	台風第 21 号	¥ 300,000
H16.10.18	兵庫	会員 12 名	台風第 16 号、第 18 号	¥ 360,000
H16.10.19	山口	会員 21 名	台風第 18 号	¥ 580,000
H16.10.19	愛媛	会員 3 名	台風第 21 号	¥ 250,000
H16.10.25	高知	会員 1 名	台風第 16 号	¥ 50,000
H16.10.26	新潟	新潟会	新潟県中越地震 運営費	¥ 1,000,000
H16.10.26	新潟	新潟会	新潟県中越地震 応援物資	¥ 1,000,000
H16.11. 4	兵庫	会員 2 名	台風第 16 号、第 18 号	¥ 70,000
H16.11. 5	静岡	会員 2 名	台風第 22 号	¥ 90,000
H16.11.17	新潟	会員 34 名	新潟県中越地震	¥ 8,800,000
H16.11.17	兵庫	会員 4 名	台風第 16 号、第 18 号	¥ 100,000
H16.11.17	香川	会員 6 名	台風第 22 号、第 23 号	¥ 520,000
H16.11.24	新潟	新潟会	新潟県中越地震 運営費	¥ 100,000
H16.11.25	千葉	会員 2 名	台風第 22 号	¥ 20,000
H16.11.25	兵庫	会員 15 名	台風第 23 号	¥ 3,700,000
H16.12. 6	新潟	会員 9 名	新潟県中越地震	¥ 550,000
H16.12. 6	兵庫	会員 1 名	台風第 23 号	¥ 20,000
H16.12. 7	東京	会員 2 名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000
H16.12.24	兵庫	会員 1 名	台風第 23 号	¥ 100,000
H17. 3.30	新潟	会員 14 名	新潟県中越地震	¥ 2,200,000
H17. 7.20	新潟	会員 1 名	集中豪雨	¥ 50,000
H17.10. 7	埼玉	会員 1 名	局地的豪雨	¥ 100,000
H17.10.17	東京	会員 2 名	局地的豪雨	¥ 150,000
H17.10.26	宮崎	会員 3 名	台風第 14 号	¥ 1,750,000
H18. 9. 7	宮崎	会員 1 名	平成 18 年 7 月豪雨	¥ 200,000
H18.10. 4	長野	会員 7 名	平成 18 年 7 月豪雨	¥ 750,000
H18.10.20	鹿児島	会員 7 名	平成 18 年 7 月豪雨	¥ 900,000
H19. 3.28	石川	石川会	能登半島地震運営費	¥ 500,000
H19. 6.25	石川	会員 21 名	能登半島地震	¥ 5,250,000
H19. 6.25	石川	石川会	能登半島地震	¥ 1,500,000
H19. 7.20	新潟	新潟会	新潟県中越沖地震 運営費	¥ 1,000,000
H19.12.27	新潟	会員 29 名	新潟県中越沖地震	¥ 3,625,000
H19.12.27	新潟	新潟会	新潟県中越沖地震	¥ 1,000,000
H20. 6.25	宮城	宮城会	岩手・宮城内陸地震	¥ 500,000
H20. 6.25	岩手	岩手会	岩手・宮城内陸地震	¥ 500,000
H20.11. 5	三重	三重会	集中豪雨	¥ 200,000
H21. 9. 1	山口	山口会	中国・九州北部豪雨	¥ 300,000
H21.11.16	兵庫	会員 5 名	台風第 9 号	¥ 500,000
H23. 3.14	宮城	宮城会	東日本大震災運営費	¥ 2,000,000
H23. 3.14	福島	福島会	東日本大震災運営費	¥ 2,000,000
H23. 3.14	岩手	岩手会	東日本大震災運営費	¥ 2,000,000
H23. 4.13	茨城	茨城会	東日本大震災運営費	¥ 1,000,000
H23. 4.13	福島	福島会	東日本大震災	¥ 9,000,000
H23. 6.17	宮城	宮城会	東日本大震災	¥ 17,300,000
H23. 6.17	福島	福島会	東日本大震災	¥ 11,150,000

支払日	所属会	対 象	事 象	合 計
H23. 6.17	岩手	岩手会	東日本大震災	¥ 12,750,000
H23. 9. 8	新潟	新潟会	新潟・福島豪雨	¥ 600,000
H23. 9.16	千葉	千葉会	東日本大震災運営費	¥ 1,000,000
H23. 9.16	千葉	会員 2名	東日本大震災	¥ 150,000
H23. 9.16	茨城	会員 14名	東日本大震災	¥ 3,550,000
H23. 9.16	宮城	会員 10名	東日本大震災	¥ 6,750,000
H23. 9.16	福島	会員 18名	東日本大震災	¥ 8,850,000
H23.10.14	和歌山	会員 3名	台風第12号	¥ 700,000
H23.10.14	三重	会員 1名	台風第12号	¥ 150,000
H23.12. 5	山梨	会員 1名	台風第12号	¥ 150,000
H23.12. 5	兵庫	会員 7名	台風第12号	¥ 500,000
H23.12. 5	静岡	会員 7名	台風第15号	¥ 800,000
H23.12. 5	愛知	会員 1名	台風第15号	¥ 150,000
H24. 1.19	千葉	会員 5名	東日本大震災	¥ 1,750,000
H24. 1.19	茨城	会員 1名	東日本大震災	¥ 1,000,000
H24. 1.19	福島	会員 8名	東日本大震災	¥ 5,000,000
H24. 1.19	宮城	会員 2名	東日本大震災	¥ 1,000,000
H24.10.17	福岡	会員 3名	九州北部豪雨	¥ 500,000
H25. 1.17	福島	会員 2名	東日本大震災	¥ 1,000,000
H25.10.23	埼玉	会員 1名	9月2日に発生した突風等	¥ 50,000
H25.10.23	山口	会員 1名	7月28日からの大雨	¥ 200,000
H25.10.23	岩手	会員 2名	8月9日からの大雨	¥ 100,000
H26.11. 5	徳島	会員 2名	台風第11号	¥ 300,000
H26.12.15	京都	会員 7名	平成26年8月豪雨	¥ 1,000,000
H27. 9.18	茨城	茨城会	関東・東北豪雨運営費	¥ 1,000,000
H27. 9.18	栃木	栃木会	関東・東北豪雨運営費	¥ 150,000
H27.12.15	埼玉	会員 3名	関東・東北豪雨	¥ 600,000
H28. 1.29	茨城	会員 7名	関東・東北豪雨	¥ 2,100,000
H28. 2.29	茨城	会員 1名	関東・東北豪雨	¥ 200,000

支払日	所属会	対 象	事 象	合 計
H28. 4.18	熊本	熊本会	熊本地震運営費	¥ 1,000,000
H28. 4.25	大分	大分会	熊本地震運営費	¥ 1,000,000
H28. 9.21	熊本	会員 15名	熊本地震	¥ 9,500,000
H28.12.15	熊本	会員 29名	熊本地震	¥ 10,200,000
H28.12.15	大分	会員 3名	熊本地震	¥ 600,000
H28.12.15	岩手	会員 2名	台風第10号	¥ 600,000
H28.12.15	札幌	会員 1名	台風第10号	¥ 500,000
H29. 2.23	熊本	会員 2名	熊本地震	¥ 500,000
H29. 2.23	鳥取	会員 1名	鳥取県中部地震	¥ 200,000
H29. 4.26	熊本	会員 2名	熊本地震	¥ 400,000
H29. 9. 4	福岡	会員 1名	九州北部豪雨	¥ 100,000
H29.10.31	福岡	会員 1名	九州北部豪雨	¥ 100,000
H30. 1.10	山口	会員 1名	台風第18号	¥ 100,000
H30. 1.10	大分	会員 2名	台風第18号	¥ 400,000
H30. 1.10	香川	会員 1名	台風第18号	¥ 200,000
H30. 1.10	奈良	会員 1名	台風第21号	¥ 100,000
H30. 1.10	岐阜	会員 1名	台風第21号	¥ 200,000
H30. 2.28	和歌山	会員 4名	台風第21号	¥ 700,000
H30. 6.29	大阪	大阪会	大阪府北部を震源とする地震運営費	¥ 1,000,000
H30. 7.31	広島	広島会	平成30年7月豪雨運営費	¥ 1,000,000
H30. 7.31	愛媛	愛媛会	平成30年7月豪雨運営費	¥ 1,000,000
H30. 8. 1	岡山	岡山会	平成30年7月豪雨運営費	¥ 1,000,000
H30. 9.18	山口	会員 2名	平成30年7月豪雨	¥ 600,000
H30. 9.18	京都	会員 1名	大阪府北部を震源とする地震	¥ 200,000
H30. 9.19	札幌	札幌会	北海道胆振東部地震運営費	¥ 1,000,000
支出計				¥ 179,005,000

義援金等給付合計(平成10年度から平成30年度まで)

¥ 179,005,000

UAV（ドローン）を利用した 土地家屋調査士業務への活用事例

長崎県土地家屋調査士会 山下 賢一

近年急速に一般化してきたUAV（ドローン）ですが、様々な業種で広く活用されてきています。

最近のUAVは低価格でありながらGNSSが内蔵されているためコントローラで微調整を行わなくても自動でホバーリングする機能や、あらかじめ設定した飛行経路を自動で飛行する機能などがあり、非常に安定した飛行が可能です。また、搭載されているカメラも高解像度であるため写真測量に非常に適しています。

【動機】

私が開業している場所は長崎県の離島である五島ですが、近年、高齢化と過疎化等により耕作放棄地が増え続けている現状にあります。荒廃した広大な土地の相続や売買に伴う調査測量業務に対して、効率的に位置や現況を特定し登記・測量業務に利用することができないかと考え、平成27年からUAV（phantom3 pro）を導入し、土地家屋調査士業務に活用してきましたので、事例で活用事例を紹介したいと思います。

【UAVの飛行許可】

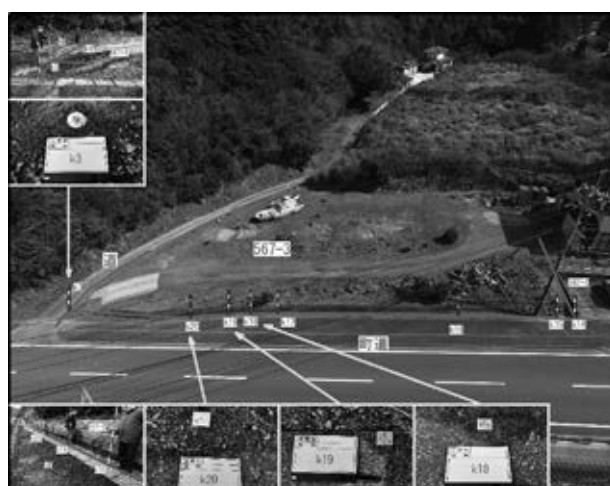
飛行禁止区域（人口密集地域）で飛行をさせる機会が多いため、航空法132条ただし書規定による許可（大阪航空局）を取得しています。また、空港周辺の飛行禁止区域についての飛行は、空港の標点から45m以下であれば許可を必要としませんが、無人航空機飛行届をその都度提出（飛行約2日前）し、離着陸時の連絡を関係空港事務所に言いUAVの飛行を実施しています。

【使用機器】

- ①ドローン：phantom3 pro、iPad mini4
- ②自動飛行ソフト：Litchi
- ③画像処理ソフト：Photo Scan
- ④CADソフト：TREND-ONE
- ⑤GISソフト：QGIS

【事例1】

調査報告書に添付する画像情報への活用事例



上記画像は斜め上空の約30m地点からの撮影した写真ですが、地上からの写真より奥行きに立体感があり、地上からの遠景・近景写真と組み合わせることで、周囲の状況がより分かりやすくなります。

また、立会時に上記写真とは別に、UAVにより作成したオルソ画像と14条地図との重ね図を準備しておくことで、視覚的にも分かりやすく説得力のある資料となり、スムーズな立会いが可能となりました。

実際、遠隔地の依頼者には、公図や測量図等の資料と共に上記の写真を送付し、境界の承諾について理解をいただけるケースが増えてきました。

【事例2】

所有者が申請地の場所を分からない場合の地目変更登記への活用事例

所有者が相続により取得した多数の土地（農地）の位置の特定と、地目変更登記に活用した実施事例です。

申請地は昭和50年頃に国土調査が実施された地域ですが、現地は耕作放棄により周囲の山林と一体化しており正確な位置の特定が困難でした。また、依頼者は島外在住で現地を全く把握していません。そ

ここで、申請地周辺を自動飛行により空撮を行いました。

範囲としては撮影面積150,000 m²、調査筆数21筆、撮影時間は約30分でした。

短時間で、広範囲の位置を特定することができ、UAVに内蔵されたGNSSのみで対空標識なしでも数メートルの誤差で不動産登記法第14条地図と重ねることができるので地目変更登記に添付する調査素図としては十分に使用可能です。

下記画像は、オルソ画像と14条地図を重ね合わせた図面です。



【事例3】

太陽光発電所建設のための用地測量および施工管理業務への活用事例

本業務では着工前と工事進行状況に応じて合計4回撮影を行いました。

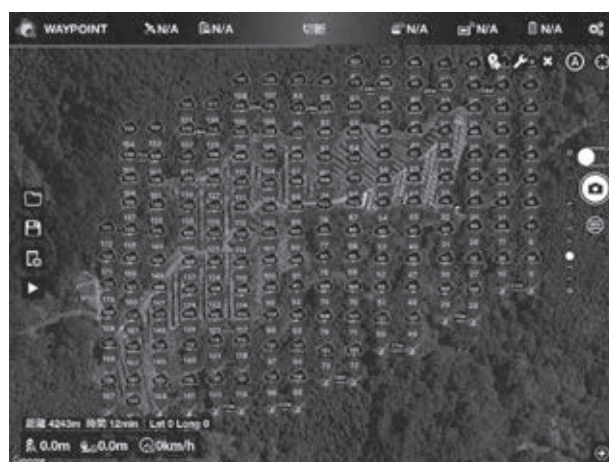
撮影範囲は約80,000 m²。Litchiによる自動飛行設定準備30分、自動飛行の時間は約35分、飛行高度約50 m（1フライトで15～20分程度なので3回に分けて撮影）。

自動飛行設定は一度設定登録しておく、同一ルートの複数回自動飛行撮影することができるので、施工前と施工後の同じ場所の画像を比較検討でき、非常に便利です。

右上画像が、Litchiによる自動飛行設定を行った写真です。

広範囲の空撮で精度を必要とする現場では自動飛行撮影を実施しています。

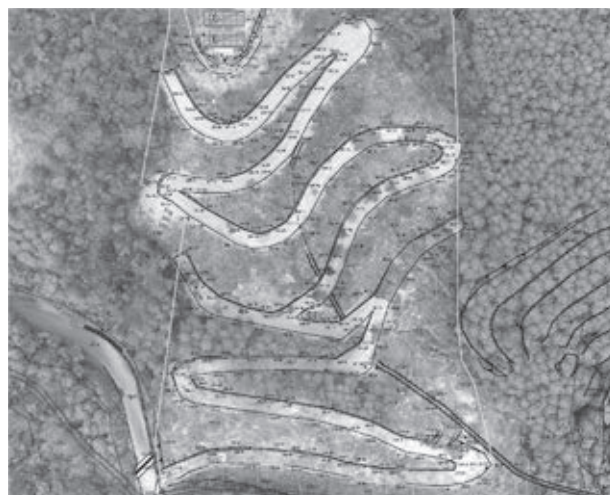
今回は高低差が約100メートルあるため、樹木伐採範囲の確認と、斜面地の造成及び仮設道路の工事計画のための撮影を実施しました。



なお、撮影範囲が傾斜地であるため、地表面からの一定の高度(約50 m)で撮影できるように、サイドドラップ時に5～10 mずつ高度を上げるよう設定しました。

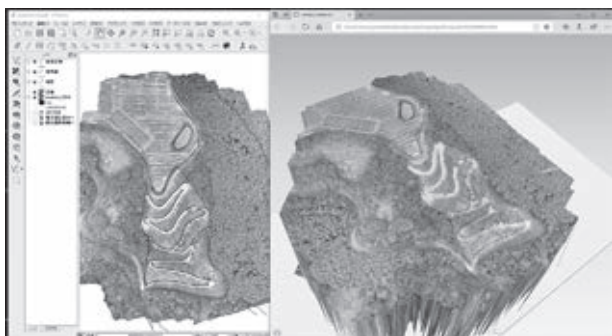
1回目の撮影は、地形傾斜、樹木の伐採範囲の確認、不動産登記法第14条地図における計画地の境界線の把握のための撮影。

Google Earthや地理院地図の画像を使用しても計画の打合せに利用できますが、より詳細な画像を利用することにより、設計を行うための地形を把握しやすくなり、関係者との協議をスムーズに実施することができると思います。



上記画像は、造成工事後の土地の形状と高さを把握するため、VRS単点測量により地表面の標高と地形の測量を実施し、実測した地形図とオルソ画像(2回目に空撮した写真を基にPhoto Scanでオルソ画像を作成)を合成した重ね図です。

画像をパネル設置計画や事業計画区域の確認等のプレゼンテーションに使用した事例



上記画像はQGISソフトを使用して、地形図のdxfデータとPhoto Scanで作成したオルソ画像とDEMデータを重ね合わせ、3次元化し立体的に表示させたものです。

また、このDEMデータから断面図を出力することも可能です。

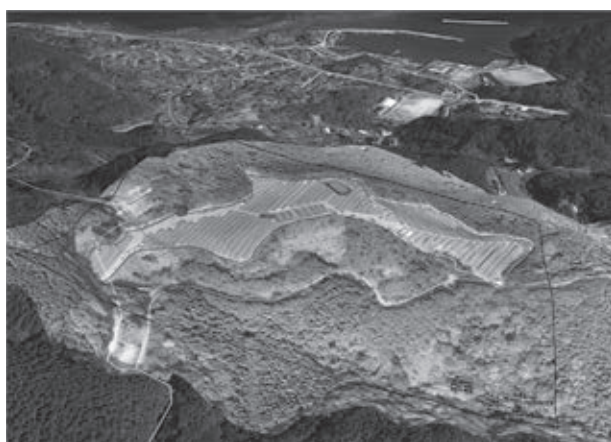


上記画像は、3回目の撮影です。太陽光パネルの設置工事の進捗状況の確認と、パネル設置の施工精度の検証及び復元した事業区域杭の点検に使用しました。

黒色の線が設計パネルの計画図面で、赤色の線が事業区域です。オルソ画像と比較することでパネルの施工精度と復元した事業区域杭(白色の75 mm プ

ラスチック杭)の点検ができます。画像を拡大すると設計変更を行ったパネルの箇所や、復元したプラスチック杭も判別が可能です。

3回目と4回目の空撮ではパネル位置の施工精度の検証と事業区域杭の復元測量の点検を行うことが目的であるため、空撮の際に地上にGCPポイント(対空標識)を設置しオルソ画像自体の精度を向上させました。



上記の画像は確定測量図とオルソ画像をTREND-ONEにより kmz ファイル形式で出力し Google Earth で表示させた画像であり、Kml 形式で出力することにより Google Earth がインストールされているパソコンであれば特別なソフトがなくても、上記の重ね図を任意の角度での拡大・縮小・回転表示が可能となります。

UAVを活用することで、地形を詳細なところまで測量しなくても短時間で広範囲の地形の状況を把握することができ、測量の簡略化と作業時間の省力化を図ることができます。

精度的にも業務に耐え得る成果であり、視覚的にも把握しやすい図面や写真を提供することが可能となり、依頼者や関係者からの好評をいただいていますので、是非皆様にも業務に活用されることをお勧めします。

役立つ新しい業務ツール使用記 「調査士カルテ Map」を利用して

平成29年12月20日に土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテ Map」の運用を開始しました。そのシステムの構築等に携わってきた日本土地家屋調査士会連合会制度対策本部から、同システムの利便性などについて、3回にわたり掲載いたします。

なお、同システムの詳細については、日本土地家屋調査士会連合会ウェブサイト「会員の広場」からアクセスをお願いいたします。

日本土地家屋調査士会連合会 制度対策本部

仕事のツールとしての調査士カルテ Map

常任理事 三田 哲矢

1 日常業務に利用して

平成29年12月末、調査士カルテ Mapの正式運用が開始された。土地家屋調査士が保有する業務に関する情報を共有し、連合会と株式会社ゼンリンが土地家屋調査士の未来を見据え、協働し構築したシステムである。私もその構築に関わっているが、実際の使い勝手は業務に使ってみてこそ分かると思い、早速利用を開始した。

調査士カルテ Mapには、事件登録機能と地図機能の二つの側面があり、まず注目したのが日常業務に直結する地図機能である。

この調査士カルテ Mapはインターネット上のデジタルデータであることから、紙の住宅地図の欠点であった接合部分の分断や縮尺相違などもなく、拡大・縮小・移動は自由自在である。以前に切り貼り、拡大縮小のためコピーを繰り返していた苦労を考えると、その利便性は格段に上がった。

その上、最近は隣接土地の所有者が遠方に住んでいることが多く、連絡先を調べようとしても、その個人情報を知り得ることは難しくなっている。まずは住宅地図の表札検索で居住の有無を確かめられることは非常に有り難い。

検索は、住所・地番・表札等いろいろな方法が可能なので、目視で探す手間からも解放され、業務の効率は格段に向上した。また、依頼された現地の所

在位置を確認する際にも、ランドマーク的な建物の名称や表札から検索し表示させることにより、スムーズな確認ができるようになった。

印刷機能においては、A5～A3（B番も含め）、縦横、カラー・モノクロ、縮尺等の各種設定ができる。地図の出力用途（様式）も、①内部利用として、通常の住宅地図、②事件関係者への案内用に個人名を非表示にし、個人情報に配慮した形での出力、③官公署への届出・申請用に複製許諾証が印刷された形で出力、の3種類がある。

特に業務に便利なのは、②と③であり、②は、現場用の白地図として利用ができるほか、③は、一枚200円の複製許諾証を購入する必要がなく、枚数制限もない。近年、官公署へ提出する書類の地図添付については、著作権の関係から、住宅地図のコピーに官公署も厳しく、複製許諾証を求められることも多くなってきた。インターネット上の地図は、商用利用が制限されているものがほとんどである中、法律専門職と



しては、著作権等の法律を100%遵守し、利用できることが大変有り難い。

紙面の関係から、詳細は省略するが、よく使う便利な機能としては、

- ・SIMA ファイルの地図への表示機能
→区画の確認や、基準点等の配置確認
- ・地図上での簡易計測機能
→距離や面積が概算で計測できるため、
配点計画や、見積りに利用

などがあり、業務面ではほぼ毎日利用している状況である。

2 従来の住宅地図の代わりとなるか

調査士カルテ Map の事件登録機能は、受託業務の情報を登録し、資料等をファイルとして保存しておくことができる機能である。この機能は、事件管理機能として、自身の業務にかなり役に立っている。登録情報は、インターネット環境さえあれば、どこからでも参照することが可能なので、急な要望にも応えることができる。また登録情報をCSV ファイルにて外部出力することにも対応しており、事件簿や年計表に利用することも可能である。

私の主な業務範囲は、10市町村にも及び、住宅地図は7冊にもなることから、その全てを最新版で用意しておくことはなかなか難しい。利用頻度の高い住宅地図は常に最新版を、希にしか使用しないものは古いままの状態であったが、その問題も解決できた。インターネット上の無料地図を利用されている会員もおられるであろうが、表札名が表示されていなく、個人宅の訪問や所在確認の際には不便である上、商用利用の問題もある。

この調査士カルテ Map は月額3,000円で、常に最新版で全国の住宅地図とブルーマップを利用することができるため(ちなみに住宅地図は月に1回、ブルーマップは四半期に1回更新されている。)、利用頻度を気にして住宅地図を揃えなくてよい。先に述べた複製許諾証の件を考慮すると、私の環境では、費用面では負担は従来と変わりはないが、住宅地図+αとして、利用範囲が拡大した分、業務への貢献度は大きく、全面的に紙の住宅地図からの切り替えとなった。

なお、調査士カルテ Map には、お試し期間が入会月無料として設けられているため、まずは月初に登録して、まずは地図機能の利便性を確かめていただくことをお勧めする。

3 新たな業務への足掛かりとして

現在、土地家屋調査士の業務は、その約5割が、登記申請を伴わない業務だといわれている。

土地家屋調査士は、その多くが地元で密接に根付いた業務を行っており、土地建物の物的情報はもちろんのこと、地域の慣習や隣接者も含み人々との関わりなど様々な情報を得ている。これは他の士業と比べて類をみない。その情報の蓄積こそが、新たな業務への足掛かりとなる。

今後は、登記申請が完了したら仕事が終わりでではなく、土地と建物の専門家として、登記情報以外の有用な情報を埋もれさせることなく、いかに活用していくかが重要な課題となると考える。つまり、事件を登録することが、土地家屋調査士が保有する業務に関する情報の社会化へと発展することとなる。当然、この登録が進まなければ相互利用に結び付けることができないゆえ、業務の登録は、土地家屋調査士の地位向上と未来に向けての挑戦となる。

土地家屋調査士が持つ情報は、所有者不明土地問題への解決にもつながる。この調査士カルテ Map が、土地家屋調査士業務の向上となると同時に、所有者不明土地問題解決に向ける一助となることを信じてやまない。

是非、平成の最後の年に、新たな一歩として調査士カルテ Map を、スタートしてみたいはいかがでしょうか。



土地家屋調査士になろう!

広報キャラクター
「地識くん」

「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争」において、土地家屋調査士が「民間紛争解決手続（以下「ADR」という。）」の代理関係業務を行うためには、高度な倫理観、専門知識、素養が求められ、「信頼性の高い能力担保」を講じることが代理権付与の条件となっています。その能力担保のための措置が、「土地家屋調査士特別研修」です。

日本土地家屋調査士会連合会では、土地家屋調査士法第3条第2項第1号に定める研修として、これまで特別研修を13回実施してきました。その結果、多くの土地家屋調査士が特別研修を修了し、法務大臣の認定を受けてADR代理関係業務において、また、ADR手続実施者としても活躍しています。連合会といたしましては、複雑化、高度化する社会のニーズに対応できる土地家屋調査士であるために、引き続き特別研修を実施してまいります。

1 ADR認定土地家屋調査士は、一般業務においても、将来の紛争予防を見据えた業務ができる土地家屋調査士として、社会的評価を受けています。

2 社会がますます高度化され、複雑化する中で、土地家屋調査士の通常業務である境界立会いなどにおいて必要となる民法や民事訴訟法等の基礎的な法律知識を習得できます。

3 45時間の集中研修で、法律知識の更なるスキルアップが図れます。

4 資格者が、プロフェッショナルであることを自ら証明していかなければならない時代の中、ADR認定土地家屋調査士であることは、社会に対してPRする有効な手段となります。

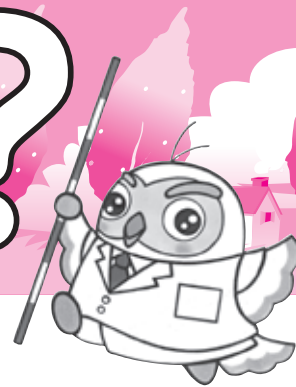
5 ADR代理関係業務の代理人としてのみならず、通常の業務にも求められる高度な倫理観の習得ができます。

6 共同受任する弁護士とのコラボレートに必要なスキルを磨きます。

私たち土地家屋調査士は、間もなく70周年を迎える制度の歴史の中で大きな転換期にあります。

その一つがADR代理関係業務です。この新しい領域に踏み込むことは、新たな土地家屋調査士像を構築し、これまでになかった業務の扉を開くことにもつながります。特別研修の受講は、時代に即応した土地家屋調査士へのアップグレードの絶好のチャンスです。皆様の積極的な受講をお願いします。

特別研修とは？



目的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受講料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円になります。

※過去の新規受講において法務大臣の認定を受けることができなかった場合、再考査制度や再受講制度（受講料2～4万円）を適用し、安価に受検・受講が可能です（一定の条件があります。）。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

1 基礎研修（17時間）：基礎的な視聴研修（DVD視聴）

第14回土地家屋調査士特別研修の講義は下記のとおり。

憲法：毛利透講師／京都大学大学院教授

ADR代理と専門家責任：久保英幸講師／弁護士

民法：山野日章夫講師／早稲田大学大学院教授

所有権紛争と民事訴訟：鈴木秀彦講師／弁護士

民事訴訟法：山本和彦講師／一橋大学大学院教授

筆界確定訴訟の実務：永谷典雄講師／東京地方裁判所判事

2 グループ研修（15時間以上）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

3 集合研修（10時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

4 総合講義（3時間）：弁護士による倫理を主体とした講義

5 考査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

第14回特別研修の日程

1 基礎研修：2019年7月19日（金）から21日（日）

2 グループ研修：2019年7月22日（月）から8月22日（木）

3 集合研修：2019年8月23日（金）、24日（土）

4 総合講義：2019年8月25日（日）

5 考査：2019年9月7日（土）



特別研修の受講体験者の声



特別研修で感じたこと

滋賀会 中原陽子会員（第13回特別研修受講・平成29年度）

私は未経験で、平成28年度の土地家屋調査士試験に合格し、訳も分からず、その勢いですぐ特別研修を受講するつもりでいました。しかし、残念ながら現時点で特別研修を受けても実務で活用できないという考え方も教えていただき、1年間様子をみていました。受講のきっかけは、実際、土地家屋調査士として登録させていただき、私の尊敬できる先輩が特別研修を受けておられたので、自然と受けるという考えになりました。

実際、研修は連続なのでなかなか大変で基礎研修のDVDは時々眠くなりました。その中で一番の発見は、土地家屋調査士の筆界の話は一度置いておくことが大切で、弁護士の、土地家屋調査士とは違う見方を知っておく必要があると感じました。

また、同期受講の方は様々なキャリアの先輩がいらっしゃり、面白かったです。特別研修後はなかなかお会いすることはありませんが、ご活躍されているのを感じられ、私の刺激になりました。講義のときは、講師の先生に当てられ、答えられずにいたときなど、前の女性の先輩が答えをこっそり教えてくださり助かったということがあり、学校のように楽しい経験になりました。

グループ研修では、申立書や答弁書など、書いたこともなく、意味も分かっていなくて、私にとって初めての違う分野の勉強ができ、とても新鮮でした。

特別研修を实际受けていると、最後の考査で認定を受けられる自信がだんだんなくなって不安になってきたりしましたが、どうにか認定を受けることができほっとしています。この特別研修だけではまだまだ理解できていませんが、この研修を少しでもヒントにして、通常の業務とは異なる視点で物事を見ることができるようになり、仕事においても幅を持つことができるのではないかと感じます。

特別研修を受講して感じたこと

札幌会 齋藤慶太会員（第12回特別研修受講・平成28年度）

私が特別研修を受講した理由は、土地家屋調査士試験に合格し、勉強癖が付いているうちに次のステップアップのためADR認定土地家屋調査士の資格を取得しようと考えたからです。

受講内容につきましては、基礎研修でDVD視聴（民事訴訟法、憲法、民法、土地家屋調査士の倫理、申立書の作成方法や答弁書の作成方法を学び）、グループ研修、集合研修、総合講義、考査の流れとなっております。

グループ研修では、基礎研修で学んだ知識を活かし、与えられた課題をグループで意見を出し合い、まとめていく内容でした。初めての内容で難しく感じましたが、グループの仲間と意見を出し合い、法律的にどうやって解決するかを考えていきました。筆界と所有権界の違いを認識し、紛争になったときにどうやって和解していくか、納得してもらうかを考えるのに非常に苦労しましたが、仲間との意見交換によって私たちなりの解答を出すことができました。

集合研修、総合講義は東京で行われ、弁護士の先生を中心にグループ研修でまとめた内容を発表する場がありました。地方から来ているグループもあり、意見交換の場を設けられ、私たちのグループとは違った視点から解決する方法や考えを聞くことができ、非常に貴重な体験をさせていただきました。考査の感想ですが、これらの講義の内容や過去問をしっかり頭にたたき込まなければ落ちる可能性もある試験だと感じました。考査の前日に同期の仲間と夜遅くまで共に勉強したことが今でも思い出に残っております。

土地家屋調査士の資格を取得してまだ経験は浅いですが、仕事を行っていく中、お客様に説明する上で、特別研修で学んだことは非常に重要なことであり、常に頭に入れておかなければいけないものだと感じている次第であります。特別研修はそういった部分でも必ず自分の成長にもなりますので、受講することは得るものが大きいと思います。

日調連各部紹介

「利他の心で取り組んでいます」

日本土地家屋調査士会連合会 業務部



担当副会長 菅原唯夫(岩手会)
部長 三田哲矢(高知会)
次長 清野松男(新潟会)
理事 日野智幸(福岡会)
理事 高橋一秀(宮城会)
理事 浅野裕士(札幌会)
事務局職員 矢吹健太、中邑亮

業務部所管委員会等

①調測要領委員会

三嶋元志(東京会) 桑田和明(広島会)
齋藤 修(茨城会) 佐藤 保(②兼務)(岩手会)
吉崎英司(奈良会)

②登記基準点評価委員会

黒田博雄(兵庫会) 林 克憲(岐阜会)
高見忠良(兵庫会)

③登記基準点有識者協議会

清水英範(学識経験者) 佐々木暁(学識経験者)
川口 保(学識経験者)

④日調連技術センター

今瀬 勉(連合会理事) 高島和宏(茨城会)
藤枝一郎(東京会) 中村浩司(釧路会)

⑤筆界特定制度推進委員会

山脇優子(大阪会) 水津英已(広島会)
飯沼健悟(岐阜会)

日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則には、
このように記載されています。

第7条業務部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 調査士業務に関する指導及び連絡に関する事項
- (2) 業務の改善進歩に関する調査、研究及び統計に関する事項
- (3) 調査士業務の相談に関する事項
- (4) 業務関係諸用紙の様式の策定に関する事項
- (5) 業務関係図書の作製に関する事項
- (6) 報酬に関する調査及び研究に関する事項
- (7) 地図に関する調査及び研究に関する事項
- (8) 筆界特定制度に関する調査及び研究に関する事項
- (9) 境界についての確認、管理及び鑑定に関する調査及び研究に関する事項
- (10) 調査士の国民に対する法的サービスの提供の拡充に関する事項

改めて第7条を見てみると各項目から広がる奥深さに身が引き締まる思いです。

上記のとおり、業務部にはいくつもの各種委員会等があり、多くの方からの御協力の下に成り立っています。

土地家屋調査士のみならず士業としての成り立ちから今日までの歴史や実績を縦軸とし、日本土地家屋調査士会連合会には多様な能力を持つ、利他の精神に富む人が集まっているという横軸を掛け合わせ、各土地家屋調査士会が連携して相乗効果を生み出せるよう私たちは実務家として思考をめぐらせています。

2018年度は、調査・測量実施要領の改訂があります。年度内には発刊すべく、検討を重ねています。また、調査・測量実施要領は、時流に応じ改訂の必要性も生じること及び更により良いものにするために、発刊後においても調測要領委員会の常設化の検討を含め、取り組んでいく所存です。

2019年度は、3年に一度の「報酬に関する実態調査」の年となります。今までとは少し趣向を変えた調査とし、調査の統計はより利用しやすいものとなるように検討中です。

会員の皆様が、今まで以上に仕事のやりやすい環境を整えられるように、多面的に考え、短期的なズームインの視点だけでなく、長期的なズームアウトの視点を持ちつつ励んでいきたいと思っています。

「熱き志の研修部員たち」

日本土地家屋調査士会連合会 研修部

研修部は、小野伸秋副会長(岐阜会)、土井將照部長(福島会)、藤本睦次長(広島会)山崎勇二次長(福井会)、松本嘉明理事(埼玉会)の5名と、佐藤友里子、狩野亘の2名の事務局職員で構成されております。各地の役員を経て連合会に出向している方々なので、部会では様々な意見が飛び交い、より良い方向に持っていくための努力をしております。

議論後は統一した見解を持ち、理事会においても揺れ動くことがない、意思疎通の密なメンバーだと確信しております。また、会議後の会食に至っては、決まったお店ではなく、もっとおいしい店がないかどうか色々食べ歩き、懇親に至っても研鑽しております。

平成29年度の役員改選後に現在の構成員で活動しておりますが、土地家屋調査士CPDについての運営・管理、eラーニングコンテンツの拡充・整備、土地家屋調査士特別研修の支援、研修体系の検討、日本司法書士会連合会との情報交換会等、通常の事業だけではなく、様々な改革に取り組んでおります。

- 1 CPDポイント公開の全国化を図っております。残り3つの単位会を除き、他会は公開しております。連合会のウェブサイトから確認できますし、各会のウェブサイトからリンクしているところもございます。
- 2 中央実施型の新人研修についてです。これまで各ブロック協議会に実施を委託しておりましたが、ブロックによって研修カリキュラムが異なり、各地で差が生じてしまうことから、研修内容の均一化を求める声もあり検討を行ってきた結果、連合会が実施主体となり、全国の新人

が一堂に集合できる会場で研修を実施することになりました。場所は東京都、時期は平成31年6月上旬を予定しております。詳細は正式に決まり次第案内させていただきます。

- 3 年次研修についてです。福島会、大阪会他、既の実施している会もございますが、連合会として統一した見解がありません。平成30年10月9日、10日に開催された第1回全国会長会議でも意見された会長もおりました。新人研修後の各会の研修、支部の研修に一度も出席せず、更新をさせてよいものなのか。ごもっともな意見です。建築士、宅地建物取引士及び申請取次行政書士等、更新研修だけではなく、試験を実施しているものもあります。多くの仕事が人工知能に取って代わられる時代ですので、我々の業界も気を引き締めなければなりません。各ブロック協議会から出向していただいている研修員の方々の意見を踏まえ、今後どのようにしていくべきか検討しております。
- 4 ADR認定土地家屋調査士を対象とした研修についてです。各土地家屋調査士会で行っているところもございますが、連合会としても、復習を目的として行う必要があると考えております。eラーニングコンテンツにする予定ですが、関係団体との調整を行い、今後も検討してまいります。

以上、研修部を紹介させていただきました。限られた会議日数及び時間内で取り組んでいるため、至らないところもありますが、精進する所存ですので、皆様のご協力よろしくお願いいたします。





団体総合生活補償保険(MS&AD 型)で 突然のケガ・病気によるリスクに 備えましょう！！

～お支払例①～ 測量中に転倒し足を骨折してしまい、入院及び通院治療を受けた。

●ケガのみタイプ「TB」型に2口加入の場合

傷害入院保険金日額：8,000円、傷害通院保険金日額：4,000円

【お支払保険金額】

▼おケガをした日 2ヶ月後に完治 ▼

入院
5日間

退院後、週2日通院
実通院日数：20日

入院 8,000円 × 5日 = 40,000円

通院 4,000円 × 20日 = 80,000円

合計：120,000円のお支払

～お支払例②～ 胃潰瘍で入院し手術を受け、その後通院治療を受けた。

●病気とケガの補償タイプ「TC」型に2口加入の場合

疾病入院保険金日額：9,000円、疾病通院保険金日額（退院後通院）：4,000円

疾病手術保険金：入院中の手術の場合は、疾病入院保険金日額の10倍

▼入院をした日 3ヶ月後に完治 ▼

入院14日間、
その間に手術

退院後、通院
実通院日数：5日

【お支払保険金額】

入院 9,000円 × 14日 = 126,000円

疾病手術保険金 9,000円 × 10倍 = 90,000円

通院 4,000円 × 5日 = 20,000円

合計：236,000円のお支払



保険期間：平成30年10月1日から1年間

中途加入可能です。毎月20日締切・翌月1日補償開始となります。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店>

有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

B18-101067 使用期限：2019年10月1日

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



11月16日
～12月15日

新年あけまして、おめでとうございます。旧年中は、会報『土地家屋調査士』をご愛読いただきまして、ありがとうございました。本年もどうぞよろしく申し上げます。

さて、昨年の漢字が「災」であったように自然の脅威を目の当たりにした一年でした。本年が社会全体にとっても土地家屋調査士の皆さんにとっても「幸」あるいは「福」という漢字で象徴される一年になるよう祈念申し上げます。

11月

16日 G空間EXPO2018シンポジウム「QZSSが創る新たな不動産登記制度とは？」

今年度もG空間EXPOに連合会として参画し、会場である日本科学未来館7Fイノベーションホールには、延べ約230名の皆さんに会場にいらした。午前中は、8企業からQZSS観測の現状報告をいただき、午後は、「不動産登記制度の新たな取り組み」と題して基調講演と研究報告が行われた。

21日 第11回国際地籍シンポジウム

日本、韓国、台湾による国際地籍シンポジウムも11回目を数える。三者での隔年持回り開催であり、今回は日本で4度目の開催となった。過去、東京・京都・札幌で開催してきたが、今回は九州・福岡の地において同地籍シンポジウムを開催。メインテーマを「地籍 Society5.0」と題し、サブテーマは「地籍制度の充実による「超スマート社会」の実現」である。法務省、国交省、福岡法務局、福岡県、福岡市、JICAの後援を受けて約300名の方が日本各地、そして韓国、台湾から参集いただいたところである。事前の準備から当日の対応まで大変なご苦労をいただいた福岡会の皆様には、心から感謝申し上げます。

25日 井上直次氏 黄綬褒章受章祝賀会

井上直次先生の黄綬褒章祝賀会に出席のため、大阪に向かう。「2025大阪万博」の開催が決定した翌日ということもあり、新大阪から乗ったタクシーの運転手さんに至っては、万博の日が待ち遠しくてたまらない様子で話し掛けてくる。受章祝賀会では、たくさんのお仲間に祝福され、笑顔で応える井上先生が印象的で、素敵な時間を過ごさせていただいた。

27日 自由民主党 土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会

自由民主党所属の国会議員の方には、公務ご多忙中にもかかわらず、本年二回目の議連総会を開催いただき、全国土地家屋調査士政治連盟と共に予算要望と政策要望をさせていただいた。私たちの議連に所属されている議員の方々は、要望事項に対しても迅速かつ的確に活動されてくださり、大きな力になっていただいている。

28日 第7回正副会長会議

各副会長、専務理事、佐藤総務部長をメンバーとして正副会長会議を開催。山積する問題に対処するとともに、明日からの土地家屋調査士制度を見据えた議論を展開した。

28日、29日 第5回常任理事会

平成30年度第5回常任理事会を招集し、各部署からの喫緊の課題を共有しつつ整理を行う。六つの審議事項と二十に上る協議事項につき丁寧な議論を心掛けて会議を進めた。

29日 土地家屋調査士が保有する業務情報公開に関する株式会社ゼンリンとの打合せ

日調連が監修し、株式会社ゼンリンが開発・運用している「調査士カルテ Map」の利用状況等について三田常任理事、松本理事、児玉委員と共にゼンリン東京本社を訪問し会議の場を持つ。運用開始から約1年が経過したが、土地家屋調査士会員の皆さんへの周知不足が否めない。所有者不明土地問題解消のツールとしての機能等を追加できるよう協議を行った。

30日 平成30年度土地家屋調査士新人研修(中国ブロック協議会)

中国ブロック協議会の新人研修会にお邪魔させていただく。新人の皆さんの目は、例外なく輝いていて、こちらが圧倒されそうな場面もあるが、そこは連合

会長として怯むことなく笑顔で挨拶である。中国ブロックの新人研修会においては、現役の総括表示登記専門官による講義時間も設定されており、実務に即した内容だと実感した。

12月

1日 日本土地家屋調査士会連合会・地籍問題研究会共催シンポジウム

今回の地籍問題研究会定例研究会は、日本大学法学部三崎町キャンパス10号館において、日調連との共催シンポジウムとして開催。テーマを「所有者不明土地・空き家等問題における土地家屋調査士への期待」と題し三つの講演と三本の報告で企画され、私自身も日調連としての活動報告をさせていただいた。土地家屋調査士による「地図づくり」から「事前復興」につなげることにより、社会貢献と同時に会員一人一人の事務所経営に目を向けた施策の必要性を再認識する機会にもなり、有り難くも温かい感覚を胸に込めて帰路についた。

4日 保岡興治と語る会

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟で名誉顧問をお願いしている保岡先生のセミナーに参加。ゲストスピーカーである北康利先生のお話の中で、「多様化こそが、組織を強靱にする」「教育こそが、制度の宝」との言葉が私たちの世界にも当てはまると感じ、今も耳に残っている。

4日 社会保険労務士制度創設五十周年記念祝賀会
社会保険労務士の制度は、本年が創設五十周年であり、東京の帝国ホテルで開催された祝賀会の案内をいただき、出席。千人を超えていると思われる人々が集う会場内は、誠にきらびやかな空間となって私をいざなってくれた。また、各地から参集された大勢の社会保険労務士の先生方からは、次の50年に向けた意気込みが感じられた。

5日 第27回石田真敏政経懇話会

石田真敏総務大臣の政経懇話会に出席。大石久和氏を講師に招いての「危機感のない日本」と題した講演では、駅伝中継で感動する民族は日本人だけらしく、

西洋では個を大切にする文化が成熟しており、思考特性や秩序感といった切り口での内容が印象的であった。

5日 三者連絡会(日調連・日公連・日司連)

年末恒例の日本公証人連合会、日本司法書士会連合会、そして私たち日調連の三者による連絡会の案内をいただき、加賀谷・菅原・小野副会長、柳澤専務理事、佐藤総務部長と共に会場の法曹会館へ向かう。全国16,800余人の会員を代表して、日頃の厚情に感謝を申し上げた。

6日 参議院議員世耕弘成 政経セミナー

現職の経済産業大臣であり、自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟においても幹事長を務めていただいている世耕議員のセミナーに出席。「2025大阪万博」誘致の舞台裏をお話いただく場面もあり、この国のために働く気概や覚悟を肌で感じた。

8日 日本登記法研究会第3回研究大会及び懇親会

日本司法書士会連合会が主体となって開催している標記研究会に戸倉副会長、山谷常任理事、林・今瀬理事と共に出席。今回のテーマの一つである「不動産登記の真正の担保」に関しては、表示に関する登記に携わる資格者としての視点から東京会の原田会員に報告いただいた。なお、通常総会も開催され、日本登記法学会として新たなスタートを切ることとなった。

11日 門山宏哲法務大臣政務官への表敬訪問

法務大臣政務官である、門山議員を小野副会長、柳澤専務理事、全国土地家屋調査士政治連盟役員と共に表敬訪問させていただき、国民生活と土地家屋調査士制度の調和の観点からお話しする時間をいただいた。

11日 株式会社東京リーガルマインド(LEC)担当者からの挨拶応対

各種資格試験の予備校である東京リーガルマインドから反町社長はじめ3名の方が連合会を訪れていた。金関広報部長と共に応対する。受験者拡大策の意見交換と受講生の状況等をお聞きするとともに、当会報への広告希望もお受けした。

12日、13日 第4回理事会

平成30年としては最後の理事会を招集。直近までの様々なイベントの運営と協力に対して全ての役員に感謝を伝えるとともに、社会環境における私たちの現在位置と未来指標を伝え、挨拶とした。理事会において、各理事から快活な意見が数多くあり、組織運営に対する高い意識が感じられる。

13日 第4回土地家屋調査士制度制定70周年記念事業準備チーム会議

制度制定70周年の時は、確実にやってくるわけで、記念事業準備チームもより活発に、そして具体的に活動すべく、さらには全国の会員の皆さんと融合できる企画と計画をチームメンバーにお願いをした。

13日 日調連・全調政連・全公連による「三者打合せ」
全国土地家屋調査士政治連盟及び全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会の役員の方々と共に打合せ会を持つ。各団体における直近の対応事項や今後における連携に関して協議を行った。

13日 登録審査会

土地家屋調査士法第16条第1項第1号に規定するところの「引き続き2年以上業務を行わないとき」に該当する者の取扱いにつき登録審査会を開催。年に一度の審査会ではあるが、なんとも複雑な思いが交錯する時間である。



11月
16日

G空間EXPO2018シンポジウム

21日

第11回国際地籍シンポジウム

27日、28日

第3回研修員会議

＜協議事項＞

- 1 中央実施型の新人研修について
- 2 年次研修について

28日

第7回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 平成30年度第5回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について
- 2 平成31年定時総会において選任する外部理事及び外部監事の候補者について

28日、29日

第5回常任理事会

＜審議事項＞

- 1 日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則第2条に規定する選任する役員の数並びに同規則第2条の2第1項に規定する連合会及びブロック協議会ごとに選出すべき理事及び監事の候補者の数及び監事の選考順位について
- 2 土地家屋調査士会の情報公開に関する規則(モデル)及び土地家屋調査士会の情報公開に関する細則(モデル)の一部改正(案)について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会計規則及び日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)並びに消耗品に関する運用規程の廃止について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会情報公開に関する規則の一部改正(案)について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程及び日本土地家屋調査士会連合会旅費規程(役員・職員)の一部改正(案)並びに会議等における費用助成の基準及び進行役への謝金の基準の新設(案)について
- 6 第14回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について

＜協議事項＞

- 1 法務省から提案の筆界認定に係る協議会への対応について

- 2 所有者不明土地法ガイドラインについての意見について
- 3 FIG(国際測量者連盟) Working Week 2019 ハノイ(ベトナム)大会の派遣計画案について
- 4 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)並びに日本土地家屋調査士会連合会会長会議運営規則の新設(案)及び日本土地家屋調査士会連合会ブロック協議会会長会同運営規則の新設(案)について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会電子証明に関する規則の一部改正(案)について
- 7 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 8 平成30年大阪府北部を震源とする地震並びに平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る支援金口座の取扱いについて
- 9 平成30年度第2回全国会長会議及び平成31年新年賀詞交歓会の運営等について
- 10 各種委員会委員への報償費の支出方針について
- 11 有限会社桐栄サービスの取締役の職について
- 12 平成31年度(2019年度)に実施する「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」について
- 13 中央実施型の新人研修について
- 14 平成31年度「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動について
- 15 平成31年度全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施について
- 16 空き家等を予防するためのチラシの作成及び配布することについて
- 17 eラーニングコンテンツ(空き家等対策委員会養成講座)の説明内容について
- 18 国土交通省国土技術政策総合研究所都市研究部都市開発室からの依頼に基づく「土地境界画定及び所有者不明土地追跡に関するヒアリング調査実施業務」への対応について
- 19 平成31年度(2019年度)各部事業計画(案)について
- 20 連合会における平成31年度(2019年度)の主要な会議に関する日程(案)について

29日

研究所第1回研究テーマ「諸外国地籍」会議

＜協議事項＞

- 1 研究テーマ「諸外国の地籍制度等に関する研究」の研究取りまとめ等今後の対応について

12月
3日

研究所第1回研究テーマ「国土有効利用」会議
＜協議事項＞

- 1 研究テーマ「国土の有効利用に関する研究」の研究取りまとめ等今後の対応について

5日、6日

第9回調測要領委員会
＜協議事項＞

- 1 調査・測量実施要領の改訂について

6日

第1回オンライン登記推進室会議
＜協議事項＞

- 1 資格者代理人方式について

12日、13日

第4回理事会
＜審議事項＞

- 1 日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則第2条に規定する選任する役員の数並びに同規則第2条の2第1項に規定する連合会及びブロック協議会ごとに選出すべき理事及び監事の候補者の数及び監事の選考順位について
- 2 土地家屋調査士会の情報公開に関する規則(モデル)及び土地家屋調査士会の情報公開に関する細則(モデル)の一部改正(案)について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会計規則及び日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)並びに消耗品に関する運用規程の廃止について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会情報公開に関する規則の一部改正(案)について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程及び日本土地家屋調査士会連合会旅費規程(役員・職員)の一部改正(案)並びに会議等における費用助成の基準及び進行役への謝金の基準の新設(案)について
- 6 第14回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について

＜協議事項＞

- 1 FIG(国際測量者連盟) Working Week 2019

- ハノイ(ベトナム)大会の派遣計画案について
- 2 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)並びに日本土地家屋調査士会連合会会長会議運営規則の新設(案)及び日本土地家屋調査士会連合会ブロック協議会会長会同運営規則の新設(案)について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会電子証明に関する規則の一部改正(案)について
- 5 平成30年度第2回全国会長会議及び平成31年新年賀詞交歓会の運営等について
- 6 平成31年度(2019年度)に実施する「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」について
- 7 中央実施型の新人研修について
- 8 土地家屋調査士報酬ガイドについて
- 9 平成31年度「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動について
- 10 平成31年度全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施について
- 11 空き家等を予防するためのチラシを作成及び配布することについて
- 12 eラーニングコンテンツ(空き家等対策委員会養成講座)の説明内容について
- 13 平成31年度(2019年度)各部事業計画(案)について
- 14 連合会における平成31年度(2019年度)の主要な会議に関する日程(案)について

13日

第3回監査会(会計監査)

第4回土地家屋調査士制度制定70周年記念事業準備チーム会議

14日

研究所第2回研究テーマ「土地家屋調査士業務」会議

＜協議事項＞

- 1 研究テーマ「土地家屋調査士業務に関する研究」の研究取りまとめ等今後の対応について

お詫び

本誌12月号(No.743)において、以下の誤りがありました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記訂正方お願いいたします。

(頁)

7(下から8行目)

(誤)

連合会 常任理事 三田哲夫

記

(正)

連合会 常任理事 三田哲夫

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

平成30年11月1日付

東京	8073	星川	直也
東京	8074	川合	健史
東京	8075	村島	充裕
東京	8076	大南	貴紀
東京	8077	栗林	俊之
東京	8078	高田	賢一
神奈川	3100	大塚	聡
埼玉	2672	立澤	貴明
千葉	2201	鈴木	博也
静岡	1816	小池	智光
大阪	3349	大山	泰弘
兵庫	2513	宮地	昭典
和歌山	442	小林	徹
富山	523	藤川	浩司
沖縄	509	野國	昌淳

平成30年11月12日付

東京	8080	難波	誠
神奈川	3103	内山	敏明
埼玉	2673	高野	真一

平成30年11月20日付

大阪	3350	渡邊	勲
福岡	2330	梅野芳太郎	
愛媛	866	成松	実

登録取消し者

平成30年7月29日付

沖縄	330	伊佐	智一
----	-----	----	----

平成30年9月1日付

茨城	985	山形好二郎	
----	-----	-------	--

平成30年9月12日付

山口	933	林山	正人
----	-----	----	----

平成30年9月22日付

東京	4927	塩原	國隆
----	------	----	----

平成30年10月4日付

山口	711	白木	博
----	-----	----	---

平成30年10月12日付

山形	647	佐藤	誠一
----	-----	----	----

平成30年11月1日付

東京	4784	佐藤	義明
埼玉	1929	小林	則夫
茨城	1003	服部	昌夫
長野	2364	岩田	定房
兵庫	2206	山本	利一
愛知	2901	杉浦	智康
岐阜	970	浅野	彰康
大分	591	布津喜四雄	

平成30年11月12日付

東京	7846	榊原	武
千葉	2019	樋口	章
静岡	944	佐藤	貞良
三重	704	水上	洋
大分	642	諫本	憲司
鹿児島	1006	池田	拓志

平成30年11月20日付

東京	4689	中山	昭彦
----	------	----	----

ADR認定土地家屋調査士登録者

平成30年11月1日付

神奈川	3059	栗原	元気
神奈川	3081	原田	徹
神奈川	3094	黒田	昌克
千葉	2177	伊藤	健一
茨城	1456	中村	和義
群馬	918	笹澤	安彦
群馬	1065	川島	学
静岡	1788	富田	光則
奈良	446	桑	篤志
愛知	2830	岡崎	知明

愛知 2913 高木 照之

福井 443 戸田 泰智

山口 972 村田 淳

山口 974 角西 泰己

福岡 2292 能美 秀彦

秋田 1029 織田 寛樹

秋田 1034 佐々木修一

秋田 1037 大山 久佳

平成30年11月12日付

東京 8081 小泉 弘樹

群馬 1071 小野里 篤

静岡 1802 平林 彰

新潟 2216 渡辺 俊治

新潟 2217 館島 英佑

大阪 3279 品川 雅裕

兵庫 2310 宮川 王音

兵庫 2421 早石 幸治

兵庫 2456 藤本 栄造

兵庫 2482 長澤 隆生

兵庫 2498 金 哲二

兵庫 2507 後藤慎二郎

兵庫 2511 矢野 敬典

広島 1857 六箱 将隆

広島 1866 山根 彰

広島 1895 駒方 宏史

岡山 1375 増井 順一

岡山 1396 近藤 雄介

島根 504 伊藤 祐士

長崎 800 清川 勝一

鹿児島 1029 上小鶴一善

鹿児島 1097 村上 猛

香川 718 長尾 知樹

香川 723 横山 貴大

平成30年11月20日付

東京 8025 宮坂 達

神奈川 3051 菅原 克昭

群馬 1053 石田 敏久

愛媛 866 成松 実



「初鞠」

深谷健吾

初鞠や声をつなきて鞠を継ぎ
先ず笑顔仕上げも笑顔初鏡
一品の料理持ち寄り女正月
雪しんしん墨絵のごとき白川郷

当季雑詠

深谷健吾選

茨城

島田

操

七五三米寿もともに祝はれて
悪筆は承知の上や賀状書く
冬紅葉山の暮らしを潤せり
転た寝にペンのころがる炬燵かな

愛知

清水

正明

桐一葉卯建かすめて落ちにけり
刃こぼれは握手のためや枯蠅螂
朴葉味噌焼く香流れて夕時雨
刻々と終焉知るや花八つ手

岐阜

堀越

貞有

長老の役は同窓村祭
山奥より聞こゆ牡鹿の恋ふ声か
離れ家の隠居の庭の花八つ手
境内の銀杏拾ふ巫女と禰宜

茨城

中原ひそむ

誰れ彼と逝きし噂や山眠る
まだ誰も通らぬ雪の跨線橋
菊咲かす世の片隅に永らへて
ましならぬ些事の続きで神無月

愛知 鍋田 建治

坂のある古き教会石路の花
車座になりて芝生の園小春

今月の作品から

深谷健吾

島田

操

転た寝にペンのころがる炬燵かな

「炬燵」とは、冬の季語。日本独特の暖房装置。部屋の中に炉を切り、その上に格子に組んだ木製の櫓をかけ、櫓の中に炭火などを入れて暖をとるものが切炬燵で、持ち運びできるものは置炬燵という。その他に掘炬燵がある。今では電気炬燵がほとんどである。提句は、置炬燵に入り物書きでもしているうちの転た寝の情景での一句か。「ペンのころがる」のフレーズにより俳諧味のある素晴らしい家事俳句となった。

清水

正明

朴葉味噌焼く香流れて夕時雨

「夕時雨」は、冬の季語「時雨」の傍題。初冬の頃、急にぱらぱらと降っては止み晴れてはまた降り出す雨をいう。気温の下がってくる夕方に降ってくる雨のこと。「朴葉味噌」とは、飛騨高山地方の郷土料理。自家製の味噌に葱などの薬味に椎茸・山菜などをからめたものを朴の葉に載せて焼き、ご飯の上に載せて食べる。味噌の風味が良し上に、香りもまた良い。提句は「朴葉味噌」と季語の「夕時雨」の取り合わせの妙の佳句である。

堀越 貞有

長老の役は同窓村祭

「村祭」は、秋の季語「秋祭」の傍題。秋季に行われる祭。春祭は豊作祈願の祭であるのに対して、秋祭は収穫後の神に感謝し、田にあつて守護してくれた神が山に帰るのを送る里祭が主である。村祭には長老・青年・子供の役割がある。長老の役には殆どが村の同窓生ばかり。偶然の一致か。祭は楽しい上に同窓会の様で楽しみが増す。村祭の状況を活写した佳句である。

中原ひそむ

誰れ彼と逝きし噂や山眠る

「山眠る」とは、静かに枯れて眠るごとく、おだやかな日和の冬の山をいう。擬人化した季語。歳は取りたくないがこのことばかりは万人が平等である。老齡化は進行中。高齡になるとともに周辺の関係者が亡くなったとの話や噂を耳にする機会も増える。ご時世とは言え寂しいこと。提句は「山眠る」の季語の幹旋が見事な佳句である。

鍋田 建治

坂のある古き教会石路の花

「石路の花」は、冬の季語。晩秋から初冬にかけて長い花茎を出し、菊に似た黄色い花をつける。葉の形は路に似て光沢がある。提句は、教会への坂路や教会の庭に咲く石路の黄色い花を見ての一句か。情景に心が癒される教会ならではの佳句である。

平成31年 新春対談 (1)

出席者

西本孔昭(現理事長)

水上要蔵(元理事長・現参与 設立時、日調連副会長)

日野智幸(現代議員、現日調連理事、全国基金代議員に推薦)

海野敦郎(現常務理事)

新年明けましておめでとうございます。

さて、平成31年7月10日に開設いたしました「土地家屋調査士国民年金基金」は、既にご案内のとおり、平成31年4月1日から「全国国民年金基金・土地家屋調査士支部」と名称を変更し、全国国民年金基金に合併し、運営していくことになりました。

そこで、1月号、2月号では、基金開設時のお話、今後の土地家屋調査士支部に寄せる期待などを対談形式で掲載いたします。

対談は、平成30年11月12日、ホテル日航立川の会議室をお借りして行いました。

海野 土地家屋調査士国民年金基金は、国民年金法に基づく、基礎年金の上乗せ年金としての職能型国民年金基金で、設立準備には日本土地家屋調査士会連合会は、早くから取り組んでいます。加入員の募集はどのようにしたのですか。

西本 そうですね。日本土地家屋調査士会連合会を中心に、各単位会の役員、発起人一丸となって、土地家屋調査士の福利厚生の一つとして、年金制度の理解に尽し、会員各位の協力による賜物です。



海野 例えば、各会に募集の用紙を配って、各支部

にお願いし戸別訪問という感じですか。

水上 戸別訪問もしましたが、そうたくさんは歩けない。20軒歩くのは大変ですよ。

海野 20軒だと、事務所に伺って「どうですか？入りませんか？」と言うだけで、帰ってくるようですよ。

西本 そんな頃に役員をやっていたなくてよかった。愛知県で私は、成澤先生から直接言われたから、戸別訪問ではなかったですね。

戸別訪問というと、昼間行ったら奥様しかいないから、会員さんに会ってお話することが難しいです。また、こちらから行くと敬遠されますしね。

海野 このように苦労して設立した基金ですが、合併することになりますが、この話が出たとき、代議員会での議論、それについて皆様どのように感じられたか、その辺のお話をお願いいたします。

西本 いきなり合併の押し付けですよ、頭からこ

うしろ、どうしろと国民年金基金連合会から言われてしまったので、猛烈に腹を立てて反発したんです。理事や代議員は上からの文章と私の反発との間で、そうとう困ったことだろうと思います。千葉会で代議員会を開いたときに、私は「支部として名前を残すことを、いきなり言ってしまったのは無理だったのだな」と、自分ではショゲていたのですが、その晩、理事・代議員の皆さんが一つの部屋に集まっていて、部屋を覗いてみたら、皆さんがきちっとした方針で、皆でやれるところは頑張っ、て、“土地家屋調査士の名前を残すように頑張ろう”というところまでめかけていたので、すごく嬉しかった。押し付けられて“はい”というのではなくて、きちっと意見も言いましたし、それから、日本土地家屋調査士会連合会も政治連盟があり、今回の合併に関しまして、塩崎先生が厚生労働大臣で、面談の機会を得ることができたということも、大変助かりました。国民年金基金連合会では驚いたと思います。

水上 最初に政治連盟ができたときに、塩崎議員に事務局長になってもらい、そこからの付き合いが始まったのです。

実際に当時の私の信念は、“部下、協力者の指導力を抽出する、引っ張り出すことである”。自分の下で目的に向かっていろいろなことを考えてくれる人たちの行動に対して、精一杯やってもらうのが一番いいことです。“やるべきことは、こうなんだ、これでいいのだ”と、信念をもってやってきました。人を信頼しなければ、信頼されませんよね。西本君が一所懸命やってくれるのに、水を差すようなことを考えたことはない。

西本 結果的には、水上先生のご意志が、千葉での

代議員会の夜、私が退出しているときに、皆で決めてもらっていたということです。やはりそこでも水上先生のそういう統一した信念が活かされていたということ嬉しかったです。

水上 本当によくやってくれますよね。

西本 また、単位会の事務局とか加入者からの相談も多く、基金の事務局もよく相談に乗ってくれています。分からないことがあったら、ともかく国民年金基金の事務局に電話してくださいと言います。

水上 信頼してこそ、信頼されるんですよ。自分の能力などはたかが知れていますからね。

西本 つないでいこうという人に、水上先生から直接話を聞くことができるというのは、我々の誇りですよ。

水上 “伊能ウオーク”にしたって、皆さんの力じゃないですか。

西本 “伊能研究会”の渡辺会長さんは、「土地家屋調査士さんは走り掛けた電車に飛び乗ってきて、いつの間にか運転席にいましたよね」と。

水上 最後の打ち上げのときに、俳優の加藤剛さんが「あなたのところの会は良い会ですね」と、つくづくそう言っていましたよ。単位会も一丸となって協力してくれましたからね。

西本 多少、当時景気が良くて自分のお金で行動ができましたからね。

水上 反応というのはすぐに出なくて、ずいぶん年がたってから反応が出るもので、今また“伊能ウオーク”が結構熱いでしょ。

西本 今でも水上先生に感謝しているのは、いろいろな意味で、許していただいたことです。



(次号へつづく)

平成30年度全公連第2回研修会報告

平成30年11月12日(月)、13日(火)の2日間、ホテルメトロポリタンエドモント(東京都千代田区飯田橋)において、平成30年度第2回研修会を開催しました。

【テーマ1】官民境界判定の留意点 ～行政と民間の感覚のずれを中心に～

講師 弁護士 寶金敏明先生

寶金先生は、「境界の理論と実務」など土地家屋調査士になじみ深い書籍の著者であり、これまで数々の研修講師をお引き受けいただいています。今回は、公物管理界(公有財産管理者による管理区域)について、境界明示・協定事務における留意事項を解説していただきました。



寶金講師

土地家屋調査士が感覚的に理解している「官民境界」という言葉の多様性に触れ、その構成要素が「筆界兼所有権界兼公物管理界」、「所有権界兼公物管理界+筆界」についての認識の一致、「公物管理界のみ」といった手続の目的・内容によって異なること、そのことについて行政機関の担当者、法曹資格者が共通の認識を有していない場合が多いことの説明がありました。また、悪しき現況主義に陥りやすい道路・水路といった行政財産に係る境界明示・協定事務については、過ちの連鎖に巻き込まれた事例などが紹介されました。

【テーマ2】官民境界補助業務について 事例報告とディスカッション

報告者 千葉協会 齊藤幸司社員、安藤博康社員

討論者 弁護士 寶金敏明先生

木更津市用地境界担当総括 関口幸男様

全公連理事 安藤勲二

司会役 全公連理事 伊藤 彰

業務研究委員 西田考宏



パネルディスカッション

千葉協会からは、官民境界確認補助業務の事例が報告され、土地家屋調査士の知見を生かした境界確認、マンパワーの確保、申請人との円滑なやり取りなど、委託機関から有益であったとの評価を受けた旨の報告がありました。

ディスカッションでは、伊藤彰全公連理事、西田考宏業務研究委員の司会により、先に事例報告者の千葉協会社員、木更津市役所ご担当者様、安藤理事に加えて、寶金先生にも参加いただいたの討論となりました。寶金先生から官民境界確認補助業務は、土地家屋調査士が行うべき業務であって、今後全国に浸透拡大していくよう期待する旨の発言もありました。

【テーマ3】復興業務と地図作成への提案～測量分野でのGNSS利用拡大と震災後の復旧・復興測量～ ～三次元データ取得・活用のための最新技術情報～

講師 株式会社ニコン・トリニブル技術本部

五十嵐祐一様

同社サーベイ営業部 有田啓二様

2018年11月、準天頂衛星「みちびき」が4機体制で正式運用が開始されました。既に公共測量作業規程の準則及び地籍調査作業規程準則が改正されており、既に衛星測位システム(GNSS=Global Navigation Satellite System)に準天頂衛星システム(QZSS=Quasi Zenith Satellite System)が追加されています。QZSSが発信する信号により測位精度が向上し、観測する現場や時間帯の制限も緩やかになるとのことであり、電子基準点を利用したGNSS測量の適用範囲が拡大され、電子基準点のみを与点とする公共基準点測量及び地籍図根三角点測量が規定されました。

三次元データの取得機器として、地上型レーザー
スキャナ搭載のスキャニングトータルステーション、無人航空機による写真計測・レーザー計測が紹介されました。



ニコン講演

【テーマ4】公益法人における役員の役割と運営の注意点

講師 弁護士 三木秀夫先生

①公益法人に対する社会の目がかつてなく厳しい、②いかなる組織にも不正や事故は必ず起きる、③役員の責任は重大、④公益法人制度では「内部統制構築」が必須、をサブテーマに講演をいただきました。

公益法人制度改革によって、かつての民法34条許可による保護監督行政が廃止され、団体自治・自己責任の原則が取り入れられたことに併せて、法人運営に関わる役員の責任が重いものとなりました。

公益社団法人は税制優遇を受ける代わりに、国民の信頼が確保されるよう、事業や財産の管理を適切に行う義務があり、法人の管理者である役員には、役割と義務があります。

理事には、善管注意義務、忠実義務、競業・利益相反取引の制限、説明・報告義務があり、法人及び第三者に対する損害賠償責任を負います。

全国の協会から、「理事会の招集」、「反対意思の表示の仕方」、「書面決議」、「職務執行報告」、「競業取引」、「議事録」、「特定準備資金」、「役員報酬」、「独禁法との関係」などについて事前質問が提出されており、法人運営の基礎となるような部分を含め、丁寧に解説をしていただきました。

(副会長 堀 次夫)



三木講師



会議経過及び会議予定

平成30年

12月13日 第2回三者打合せ

12月13～14日 第5回正副会長会議

平成31年

1月16日 平成31年新年賀詞交歓会

1月16～17日 第6回正副会長会議

2月14日 第7回理事会

2月14～15日 全国理事長会議

2月15日 第8回理事会

編集後記

「未来は今日始まる。明日始まるのではない。」
～ヨハネ・パウロ2世～

新年あけましておめでとうございます。毎年のことながら、元旦は何ともいえない新鮮な気持ちにさせられますね。心も体もリフレッシュして、今年も頑張っていきましょう！

「公図と境界」「不動産表示登記入門」等の土地家屋調査士業務に関わる書籍を多数出版されていらっしゃる新井克美先生(元都城公証人役場公証人・元横浜地方法務局長)からご執筆いただく、「土地の表示に関する登記の沿革」を本号から連載でお届けします。表示に関する登記の歴史、土地家屋調査士制度がどのようにして誕生し、現在に至るのかご執筆いただく予定です。入会されて間もない会員の方々に精読いただきたいのはもちろんのこと、ベテラン

会員の皆様にも必ずや有用なテーマであると思います。また、私たちが日々関わる業務の制度について振り返っていただくことも大切だと感じています。来年(2020年)に控えた土地家屋調査士制度制定70周年を、会員皆様と共に迎え、未来の不動産表示登記制度・土地家屋調査士制度の在り方を考えることができれば幸いです。

日調連役員は日々慌ただしく活動していますが、新年を迎え考えてみますと、現執行部で事業を行うことのできる期間は残り僅かとなりました。しかし、「未来は今日始まる。明日始まるのではない。」！

任期まで知恵を絞り、土地家屋調査士業界の発展のため活動していく所存です。本年もよろしくお願いいたします。

広報部次長 山口賢一(長崎会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者

会長 岡田 潤一郎

発行所

日本土地家屋調査士会連合会[©]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所

十一房印刷工業株式会社